

平成 25 年 第1回まんのう町議会定例会会議録(第1号)

平成25年3月1日 開 議 午前9時30分

	大岡議長	おはようございます。 ただいまの出席議員は16名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回まんのう町議会定例会を開会いたします。 招集者であります、町長のご挨拶をお願いいたします。
	栗田町長	町長 栗田隆義君。 皆さん、おはようございます。 梅一輪、一輪ほどの暖かさと申しますが、三寒四温を繰り返しながら、少しずつ春に近付いております。 昨日は午前中に、国立大学校法人 香川大学との瀬戸内中讃定住圏自立を形成する2市3町との包括的連携・協力に関する協定調印が香川大学でございました。今後は共同での調査研究、講師としてのお招き、学生の行事への参加等とさまざまな連携が考えられるところでございます。
		また、午後には農林水産省本省の幹部の方との意見交換会がございました。国土強靱化及び農業競争力強化のための農業農村整備などをどのように推進していくべきか、各地域の実情に基づく率直な意見を聞いていただきました。
	大岡議長	本日は、平成25年まんのう町議会第1回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私共に大変お忙しい中、御参集を賜りまして、ありがとうございます。今回お願い申し上げますのは、議案38件でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。
		直ちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。 日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。
	青野議会 事務局長	事務局長 青野進君。 それでは、御報告申し上げます。 初めに、町長から地方自治法第149条の規定に基づく議案38件を受理いたしました。 次に、組合議会関係について、平成24年11月28日、平成24年中讃広域行政事務組合議会11月定例会が開催され、議案

日程第 1	青野議会 事務局長	第 1 号 平成 2 4 年度中讃広域行政事務組合一般会計補正予算第 3 号ほか 1 件の審議がされております。 平成 2 4 年 1 1 月 2 9 日、平成 2 4 年第 2 回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、議案第 8 号 平成 2 4 年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第 1 号ほか 4 件の審議がされております。 平成 2 4 年 1 2 月 2 5 日、平成 2 4 年第 3 回仲多度南部消防組合議会定例会が開催され、議案第 1 号 平成 2 4 年度仲多度南部消防組合一般会計補正予算第 2 号の審議がされております。 次に、監査関係ですが、まんのう町監査委員より、平成 2 4 年 1 0 月分から平成 2 4 年 1 2 月分の一般会計収支、各特別会計収支及び水道事業会計の収支の出納検査報告が参っております。 以上で、議会報告を終わります。
	大岡議長	議会報告を終わります。 日程第 1 本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。 議会運営委員長 藤田昌大君。
	藤田議会 運営委員長	おはようございます。議会運営委員会の御報告を申し上げます。 2 月 2 6 日、前 9 時 3 0 分より、第 1 委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長、同席のもとに、委員全員が出席いたしまして、3 月定例会運営について慎重に審議いたしました。その結果を報告申し上げます。 平成 2 4 年度一般会計補正予算案及び平成 2 5 年度一般会計予算案、まんのう町総合計画後期基本計画の審議方法は、総務常任委員会に付託し、他の常任委員会関係部分については、それぞれの委員会において審査、質疑終結までして、その結果を総務常任委員会に報告する。総務常任委員会は、報告を受けた後、全体的、最終的な審査を行うこととします。 議会基本条例第 5 条の 2 の規定に基づく議会報告会の開催要領を、2 月 2 0 日の全員協議会で諮った開催要領案のとおりとし、各班の報告会会場については現在調整中であります。 申し合わせとして、原則、本会議での町政報告・議会報告に対しては質疑を行わない。また、施政方針に対する質疑は、一般質問または所管の常任委員会で行うこととなりました。 また、特別委員会の設置については、3 月定例会以降、特別な事情ができれば考えることとなりました。 それでは、お手元に配布されております議事日程第 1 号について、御説明を申し上げます。
		日程第 1 議会運営委員会報告 議会運営委員長 日程第 2 会議録署名議員の指名 日程第 3 会期の決定 本日から 3 月 2 1 日の 2 1 日間といたします。

藤田議会 運営委員長	日程第 4	施政方針	
	日程第 5	所管事務調査の委員長報告	教育民生常任委員長
	日程第 6	所管事務調査の委員長報告	建設経済常任委員長
	日程第 7	所管事務調査の委員長報告	総務常任委員長
	日程第 8	満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告	満濃中学校改築調査特別委員長
	日程第 9	政策充実特別委員会の委員長報告	政策充実特別委員長
	日程第 10	政策充実特別委員会の廃止について	
	日程第 11	議案第 1 号 まんのう防災会議条例の一部改正について	即決
	日程第 12	議案第 2 号 まんのう町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	教育民生常任委員会 付託
	日程第 13	議案第 3 号 まんのう町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	教育民生常任委員会 付託
	日程第 14	議案第 4 号 まんのう町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	教育民生常任委員会 付託
	日程第 15	議案第 5 号 まんのう町公共下水道条例の一部改正について	建設経済常任委員会 付託
	日程第 16	議案第 6 号 まんのう町都市公園条例の一部改正について	建設経済常任委員会 付託
	日程第 17	議案第 7 号 まんのう町営住宅条例の一部改正について	建設経済常任委員会 付託
	日程第 18	議案第 8 号 まんのう町道路占用料条例の一部改正について	建設経済常任委員会 付託
	日程第 19	議案第 9 号 まんのう町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	建設経済常任委員会 付託
	日程第 20	議案第 10 号 まんのう町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定について	建設経済常任委員会 付託
	日程第 21	議案第 11 号 まんのう町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について	建設経済常任委員会 付託
	日程第 22	議案第 12 号 まんのう町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について	建設経済常任委員会 付託

藤田議会 運営委員長	日程第23	議案第13号	まんのう町立図書館条例の制定について	教育民生常任委員会	付託
	日程第24	議案第14号	まんのう町町立体育館条例の一部改正について	教育民生常任委員会	付託
	日程第25	議案第15号	まんのう町学校施設使用料条例の一部改正について	教育民生常任委員会	付託
	日程第26	議案第16号	まんのう町武道館条例の一部改正について	教育民生常任委員会	付託
	日程第27	議案第17号	まんのう町総合計画後期基本計画の制定について	総務常任委員会	付託
	日程第28	議案第18号	まんのう町道路線の変更について	建設経済常任委員会	付託
	日程第29	議案第19号	字の区域の変更について	建設経済常任委員会	付託
	日程第30	議案第20号	字の区域の変更について	建設経済常任委員会	付託
	議案第19号から議案第20号までの2議案は関連がありますので、一括議題とさせていただきます。				
	日程第31	議案第21号	中讃広域行政事務組合規約の一部変更について		即決
	日程第32	議案第22号	平成24年度まんのう町一般会計補正予算案第5号	総務常任委員会	付託
	日程第33	議案第23号	平成24年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第3号		
				教育民生常任委員会	付託
	日程第34	議案第24号	平成24年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算案第1号		
				教育民生常任委員会	付託
	日程第35	議案第25号	平成24年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案第2号	教育民生常任委員会	付託
	日程第36	議案第26号	平成24年度まんのう町診療所特別会計補正予算案第3号	教育民生常任委員会	付託
	日程第37	議案第27号	平成24年度まんのう町下水道特別会計補正予算案第2号	建設経済常任委員会	付託
	日程第38	議案第28号	平成24年度まんのう町水道事業会計補正予算案第2号	建設経済常任委員会	付託
	日程第39	議案第29号	平成25年度まんのう町一般会計予算案	総務常任委員会	付託
	日程第40	議案第30号	平成25年度まんのう町国民健康保険特別会計予算案	教育民生常任委員会	付託
	日程第41	議案第31号	平成25年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算案	教育民生常任委員会	付託
	日程第42	議案第32号	平成25年度まんのう町介護保険特別会計予算案	教育民生常任委員会	付託
	日程第43	議案第33号	平成25年度まんのう町診療所特別会計予算案	教育民生常任委員会	付託
	日程第44	議案第34号	平成25年度まんのう町簡易水道特別会計予算案	建設経済常任委員会	付託
	日程第45	議案第35号	平成25年度まんのう町下水道特別会計予算案	建設経済常任委員会	付託

日程第 2	藤田議会 運営委員長	日程第 4 6 議案第 3 6 号 平成 2 5 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算案 建設経済常任委員会 付託 日程第 4 7 議案第 3 7 号 平成 2 5 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別特別会計予算案 教育民生常任委員会 付託 日程第 4 8 議案第 3 8 号 平成 2 5 年度まんのう町水道事業会計予算案 建設経済常任委員会 付託 一般質問は 3 月 4 日、5 日の本会議で行います。 以上の日程で意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。 以上で、議会運営委員会の報告を終わります。
	大岡議長	これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。 ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。 2 番 田岡秀俊君。
	田岡議員	議会基本条例の第 2 条第 2 項で、町民の議会傍聴の意欲を高めるための諸施策を講じるというふうなことであります。昨年、それに基づいて、例えば土・日議会とか、夜間議会、そういうことを検討していくというふうなことを話し合われていたと思いますけれども、今議会において、そういう検討はされたのかどうか。そのあたりだけ、聞かせていただけたらと思います。
	大岡議長	1 0 番 藤田昌大君。
	藤田議会 運営委員長	田岡議員の質問にお答えしたいと思います。 今回の議運の中ではですね、土・日とか夜間とかいう意見が出ませんでした。ただ、議員の皆さんには 6 月議会に向けてやっていこうということを、前回の中で問題提起しておると思いますので、多分そういう方向に進むと思いますけれども、やっぱり議会基本条例を大切にしたいという中でですね、今回、議員の要望の中で、一般質問を 2 日にとっておりますし、委員会審議についてもですね、予備日を設けながら、きちんとやっていくということで、議会基本条例の部分についてですね、住民参加を極力できるようにする努力はしているつもりであります。以上です。
	大岡議長	他に質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 1 2 6 条の規定により、議長において 2 番 田岡秀俊君、3 番 合田正夫君を指名いたします。

日程第 3	大岡議長	日程第 3 会期の決定の件を議題といたします。 お諮りいたします。 本定例会の会期は、本日から 3 月 2 1 日までの 2 1 日間といたしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、会期は 2 1 日間と決しました。
日程第 4	栗田町長	日程第 4 施政方針を行います。 町長 栗田隆義君。 本日、ここに平成 2 5 年まんのう町議会第 1 回定例会開会にあたり、町政運営に関する私の所信と平成 2 5 年度当初予算における主要施策の概要につきまして御説明を申し上げ、議員並びに町民の皆様の御理解と御賛同を賜りたいと存じます。 まず、始めに、社会経済情勢と国の動きについてでございます。 現在、我が国は、一昨年 3 月に発生いたしました悲惨な東日本大震災からの復興に向けて、官民を挙げて全力で取り組んでおるところであり、昨年はこの復興需要により国内の景気は持ち直しの機運が高まって来ていましたが、昨年春をピークとして後退期に入った感がするところでありますが、景気が失速した原因としては、復旧復興需要における仮設住宅やインフラ整備といった生活基盤の再生がある程度一段落したことによる反動とエコカー補助金制度の再導入が終了し、需要の先食いからの減速などが悪化に転じた主な理由と考えております。 さらには、欧州金融危機への懸念が急速に高まったことや、中でも最大の輸出先である中国において、尖閣諸島の領有権問題に端を発した反日デモの悪影響も重なり、輸出の低迷が続いておることが大きく影響していると考えています。 もっとも、昨年末の衆議院選挙により与党民主党の大敗から自民党政権が復活し、安倍内閣が掲げるデフレ経済を克服するための経済政策として、アベノミクスと称する大胆な金融緩和政策、拡張的な財政出動政策、民間投資を喚起する成長戦略の 3 つを柱とした基本方針を打ち出すことで長期のデフレ脱却を行い、名目経済成長率 3 パーセントを目指すことにしたことや新たな日銀総裁人事をめぐり、大胆な規制緩和への期待感などから円安・株高が急伸し、リーマン・ショック後の最高値を更新するに至っております。これは 1 9 5 8 年の岩戸景気に次ぐ 5 4 年ぶりの株価の連続上昇記録にもなったことから、輸出企業を中心として決算を上方修正する動きが目立って来ているところであり、内需との連携関係を強力に確保することで、地方の活力がよみがえる政策遂行となるよう強く期待しているところでございます。

	栗田町長	また、消費増税を中心とする社会保障・税一体改革関連法案が昨年８月１０日、参議院本会議で、与野党３党などの賛成多数で可決いたしました。 この結果、現行５％の消費税率は、平成２６年４月に８％、２７年１０月に１０％と２段階で引き上げられることとなっており、その収入については、「年金、医療及び介護の社会保障給付及び少子化への対処施策経費に充てられる」と明記されたところがありますが、長引くデフレ経済下の増税は個人消費を冷え込ませ、景気をさらに悪化させるおそれがあるため、増税を実施するには景気回復が不可欠であります。成立した増税法にも景気条項と呼ばれる付則で税率引き上げの条件として「経済成長率で名目３％、実質２％を目指す」と明記されているように、個人所得に与える景気回復の実感なしに消費増税が実施されることが無いよう注意深く動向を見守る必要があると考えおります。 今日の日本では、政治や経済など、あらゆる分野にグローバリゼーションの波が押し寄せており、各国の思惑や複雑なシステムの中にあって、事態の打開が極めて難しい、処方箋がない時代を迎えております。表面的なものしか見ない、事の本質を押さえない対応だけでは、たとえ新しい発想であっても、体質そのものの改善にはつながりません。今、この国が抱える国家財政や人口減少といった構造的な問題は、日々深刻さを増しており、成熟期に入った我が国を閉塞感の続く停滞した社会にしてしまうのか、それとも勇気を持って、時代の変化に適切に対応するための改革を進め、真の成熟社会にしていくのか、私たちは大きな岐路に立たされていると言えます。 国においては、一刻も早く人口問題に向き合い、少子化対策などに正面から取り組んでいただくことを切に要望するものであります。 このような中、私は地方分権の流れに合わせて、住民参加の拡大や協働事業における行政と地域の連携など、新たな仕組みづくりを積極的に進めてまいります。先行きの見えない不透明な時代を迎える、このような時こそ立ち止まり、町の将来をしっかりと見据えることが大切で、これまでのように、ありとあらゆる施策を広範囲に実施していくことは、もう不可能です。価値観が多様化する中であって、的確に町民のニーズを把握するとともに、今行うべき事が何であるのかを見極め、具現化していくことが行政に課せられた重要な役割であると考えております。 そして、環境面、財政面における持続可能性を確保しつつ、生活の質的向上を図り、心の豊かさを重視したまちづくりに、鋭意努める所存でございます。 このことから、効率的で信頼される行政の実現に向けた、私の決意について申し上げます。 行財政の健全化につきましては、町民の皆様の御協力を賜りながら、さまざまな取り組みを実施した結果、平成２３年度決算における健全化判断比率でも、適正な値を示すことができました。
--	------	---

	栗田町長	しかしながら、国内景気の低迷が続く中、町内企業の業績は思わしくなく、また、新卒者や若年層を含めた雇用や所得状況が悪化する中で、町の税収もそれに比例して、益々厳しさを増す状況にあります。 このような中、限られた財源を効果的、かつ効率的に活用するために、職員が常に改革意識を持ち、積極的に改革に取り組むことができるよう、これまで以上に行政評価や人事評価を活用し、前例踏襲型の行政から脱却をして、組織の活性化を図る必要があります。 また、職員の能力開発でございますが、定員適正化を進める上で、少数精鋭で効率的な行政を行うためには、職員個々の資質の向上が必要不可欠といえます。行政の役割が大きく変化していく中、職員それぞれが、政策に強い公務員となることにより、町民の皆様の信頼を得ていくことが、益々求められているところでございます。 また、「民間でできることは民間で」の方針のもと、事業効果や効率性を十分検討した上で、民間事業者の専門知識やノウハウを、積極的に町民サービスの向上のために活用してまいります。 以上、効率的で信頼される行政の実現について申し上げましたが、職員に対しても、引き続き、町民目線での行政サービスの実施と現場主義、そして、官吏率先垂範を徹底させるとともに、満足感の高い、充実した町民サービスの提供を進めてまいる所存でございます。 このような中、私は、町長に就任した時から、一貫して、変えない行政運営から、変える行政運営への転換を図ることこそ、まんのう町が将来においても、持続して発展し得る、唯一の道であると考え、前例踏襲主義からの脱却を心がけてまいりました。 そして、経済情勢や社会情勢がいかに変化しようとも、町民の皆様が、住みよい環境の中で、安心して生活ができ、子育てや教育が受けられ、そして仕事ができる、そのようなまんのう町をつくり上げることが、私に課せられた最大の使命であると、重く受け止めているところでございます。 まんのう町の経営方針の根本を成します「基本理念」は、3町合併時の新町建設計画に基づき「誰もが住みよい・住み続けたいまち」としております。それを具現化するために平成20年度に総合計画を策定し、10年先の町の将来像として「元気まんまんまんのう町 改革と協働 輝きのまち」を概念として、鋭意、目標達成に努めてきたところでございます。 そして今年は、総合計画10年の折り返しの年であり、前期基本計画の検証を行いながら後期基本計画の策定に取り組んだところでございます。検証した主な目標値では、定員適正化の推進として、218人のところが213人、また、直近の23年度決算での経常収支比率は目標85.5%が、十分ではありませんが76.4%、財政調整基金残高は目標17億円が約38億円、実質公債比率では15.8%が9.1%と、目標を達成することができたと感じております。 ただ、今後の後期基本計画に従って行政運営を実践するにあたり、次第に合併特例効果が減少していくことから、改めて総合計
--	------	--

	栗田町長	画における基本構想の将来目標や基本的施策を精査しながら必要な手段、施策を確実性をもって推進していかなければならないと考えております。 今回の後期基本計画策定において、昨年7月に住民アンケート調査を行いました。この中で、まんのう町が「とても住みよい」または「どちらかといえば住みよい」という人は71%で平成19年度の調査より4ポイント向上しております。これは少しずつですが、本町の行政運営方針に評価をいただいた成果として嬉しく思っているところでございます。 そして、時代の変革に柔軟に対応しながら2万人の町としての存在価値をしっかりと内外に示しながら、町民の皆様とともに、英知を結集して、このまんのう町がさらなる住みやすい町となるよう、つくり上げて行く決意であります。 次に、本町の財政状況と今後の見込みでございます。 本町の財政状況は、平成23年度普通会計決算において、公債費、普通建設事業費の減少等により、財政調整基金の繰り入れに頼ることなく、実質収支が約7億6千万円の黒字となり、健全化判断比率における実質公債費比率や将来負担比率などの各財政指標においても健全性を維持しているところでございます。 しかしながら、人件費、扶助費等の義務的経費の占める割合は依然高く、財政構造の弾力性を表す経常収支比率は76.4%と、引続き70%以上の高い比率で推移しており、財政構造の硬直化が懸念されているところでございます。 平成23年度の決算における歳入では、根幹となる町税収入が景気後退の中にあって、辛うじて対前年度約3,200万円の増収となったものの、平成24年度決算ベースでは前年度を下回る見込みであり、昨今の経済状況などからも今後の増収への期待は薄いと言わざるを得ません。 また、平成25年度の地方交付税は国の出口ベースで前年度比2.2%の減収となっている一方、地方交付税等の一般財源総額は、平成24年度地方財政計画と同水準を確保するとして、臨時財政対策債で1.3%の増額が見込まれておりますが、全額交付税で措置されると言えども、地方交付税の減収を借入金で補うことにより一般財源を確保せざるを得ない異常な状況が続いているのが実情でございます。 さらに、平成28年度以降、地方交付税については合併特例期間の終了により、5年間をかけての激変緩和措置による段階的な縮減が見込まれ、一般財源所要額の確保に大きく影響することから、その備えとして一層の行財政運営のスリム化や町税等の歳入の確実な確保を図っていく必要があると考えております。 今後も、行財政改革の推進により人件費は減少傾向で推移すると予想されますが、合併関連事業等の駆け込み需要に係る公債費の増加や少子高齢化に伴う扶助費の増加が避けられない現状に加え、今後、医療保険に係る特別会計への繰出し金の増加や町有施設の老朽化に伴う維持補修費が財政を圧迫し、厳しい状況が続いていくものと思われまふ。
--	------	---

	栗田町長	このような中、合併による財政支援が残り３年となった現在、主要老朽施設及び道路橋梁等のインフラ補修は時間的に大変厳しい状況と考えていたところ、合併した市町村が公共施設の整備などに使うために発行できる合併特例債の発行期限をさらに５年間延長し１５年とする法案が昨年６月に可決成立いたしました。このことから、本町といたしましてはハード整備等の取捨選択を厳密に実行しながら、計画的また効率的で無駄の無い行政運営に努める所存でございます。 次に、平成２５年度当初予算の編成方針について御説明申し上げます。 このような厳しい状況の中で、平成２５年度の予算編成にあたっては、まんのう町総合計画並びに実施計画に掲げる施策・事業の着実な推進と前年度よりもさらに一步踏み込んだ事務事業の見直しやアウトソーシング等による行財政改革、選択と集中による事業の重点化により限られた財源の中で効率的・効果的な行財政運営の実施という３つの基本的な柱として、施策の選択と財源の最適な再配分を図り、総合的かつ効果的なまちづくりを推進することにより、町域の均衡ある発展と町民福祉の向上を目指すこととしています。 それでは、平成２５年度当初予算案の概要について御説明申し上げます。 当初予算案といたしましては、一般会計９億３，３００万円、特別会計５億５，６００万円でございます。 内訳といたしましては、国民健康保険特別会計（事業勘定）２億４，３２０万円、国民健康保険特別会計（直診勘定）３，３１０万円、後期高齢者医療特別会計２億５，３１０万円、介護保険特別会計２億２，４０５万円、診療所特別会計７，６００万円、簡易水道特別会計２億４，４５０万円、下水道特別会計１億９，６３０万円、農業集落排水特別会計２，９１０万円、浄化槽整備推進事業特別会計７，０２０万円、一般会計と特別会計の合計額は１億５，４８９，０００円で、昨年より８億５，１７０万円、５．８％の増額となっております。 まず、一般会計では、対前年度８億８，５００万円の増額で対前年度比９．８％増であります。 増額の要因といたしましては、主に満濃中学校開校に伴う管理運営業務委託料や教育現場対応に必要な臨時職員、消防無線デジタル化に伴う仲多度郡南部消防組合の負担金や、さらに過去に借入れた起債の償還元金の増などがあげられます。 次に特別会計においては、昨年度より３，３３０万円、０．６％の減となっております。 増減の主なものとして、介護保険特別会計は対前年度７，８４０万円、３．６％の増、国民健康保険特別会計は対前年度７，８６０万円、３．１％の減。診療所特別会計は対前年度４，３９０万円、３６．６％の大幅な減となっております。 地域の要望等も数多くございますが、事業の緊急性、優先順位を精査し、的確な事業展開が図られるよう財源の効率的かつ効果的配分に努め、予算編成を実施いたしました。 次に、主要な事業、施策の概要につきまして、総合計画の基本計画方針に従って御説明申し上げます。
--	------	---

	栗田町長	それでは、自然が輝くまちづくりについてでございます。 本町は、総面積の約70%が森林であり、豊かな自然に恵まれております。しかし、その森林も林業従事者の高齢化や木材需要の低迷で整備が遅れているのが現状であります。国においては、林業として成り立つよう個々でなく、広い範囲で地域が連携した森林整備を目指すといったしています。 森を守り、水を育む自然環境の創造において、森林は、緑のダムとも表されるように、きれいな水を育み、地球温暖化の防止、汚れた空気の浄化、木材の生産、さらには、心の安らぎの空間として利用され、その保全が強く求められております。 このかけがえのない森林を子供たちの世代へと、より良い姿で引き継ぐことは、私たちの使命であり、そのために、町民の皆様との協働によりさまざまな森林環境の向上策を実施してまいります。 具体的には、町有林の計画的な保育管理や民有林への除間伐に対する継続的な助成事業を行ってまいります。また、香川県が手入れが必要で、提供できる森林情報をCSR活動に関心のある企業等に提供し、参加と経費負担による協働の森づくり活動を進めるとした「フォレストマッチング推進事業」に賛同することで、多様な主体による県民参加の森づくり活動や地域間交流が広がり、県民共有の財産といえる森林の働きを少しでも維持することが可能になると考えております。 地球温暖化対策では、「まんのう町地球温暖化対策実行計画」に基づき、特定事業者として指定されておることからも、エネルギー管理規程にのっとり中長期計画書を作成し、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでおります。 また、自治会要望等で設置しています防犯灯整備では、修繕も含めてLED照明による省エネ・高照度化を継続推進してまいります。 大変要望が多い家庭用太陽光発電システムにつきましても、昨年同様に助成制度を継続実施することで環境にやさしい自然エネルギーの利用促進を推進いたします。 水質保全の観点では、生活排水対策として合併浄化槽設置に対する助成を引続き実施いたします。 ごみ処理につきましては、ごみの減量化、資源化に向け、今後、さらなる普及啓発を推進し、町民の皆様の協力を得ながら環境への負荷を軽減した循環型社会の実現定着に努めてまいります。また、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの「4R運動の啓発と推進」を継続して取り組むことで、その一環として、ごみリサイクルの推進強化を図り、ゴミの減量・再資源化を積極的に推進します。 また、エコランド林ヶ谷から排水される雨水に塩分が含まれていた問題につきましては、平成23年度と24年度の2か年をもって中讃広域行政事務組合により、新たな代替貯水池整備及び公共下水道整備が地元の御理解と御協力のもと、無事竣工したことで根本的な解決を見るに至りました。今後は関係地域住民の皆様に御心配をおかけすることのないよう、厳格な維持管理の徹底を
--	------	---

	栗田町長	中讃広域行政事務組合にお願いしながら、平成２６年度からの再契約に向けて地元の御意見を賜りながら調整に務める所存でございます。 次に、心豊かな人材を育てるまちづくりでございます。 受け継がれてきた、まんのうの伝統と文化を大切にして 自らの未来を、自らの力と意欲で、自らたくましく切り拓いていく、「まんのうの子供」を育成したいと考えております。 まず、このような目標を達成するためには、価値観が多様化した、変化の激しい不透明な現代社会におきましても、子供たちが夢と希望をもって、仲間と共に、協力し合い、困難に立ち向かう教育課程や教育計画を整備するとともに、自立した学校経営を指導してまいります。 ところで、議員各位の御理解を賜り、満濃中学校の改築、町民体育館、町立図書館も完成の運びとなり、この３月１５日には卒業式が行われることになりました。 そして、今年の９月８日には町民体育館落成記念行事として、NHKのど自慢大会を町民体育館において開催することが正式に決定いたしました。住民の皆様には楽しみにしていただければと思います。 また、懸案事項でありました仲南地区の幼保一体型「仮称仲南総合子ども園」も検討委員会を立ち上げ、鋭意検討してまいりましたが、理想的な幼児教育施設として機能するような施設設備、さらには、幼保一体型のカリキュラム等を整備して、幼児教育の殿堂となるよう努力してまいります。また、琴南中学校体育館、満濃南幼稚園の耐震工事、仲南小学校のプールにつきましても鋭意進めてまいります。 議員各位や町民の皆様の御理解をいただき、すばらしい教育環境が整備されるところであります、この立派な環境をこえる教育活動や教育内容の充実が問われるわけであります。 今後における、真に重要なテーマは、ハードからソフトの重点の移行であり、自らの未来を、自らの力と意欲で、自らたくましく切り拓いていく、まんのうの子供を具体的にどう育成していくかにかかっているわけであります。 そのソフトの具体性については、まず、町民総ぐるみで「自立へのあゆみを見守り、協働する、まんのう町子ども育成基本条例」の制定を議員各位の御理解を賜り、準備してまいりたいと考えております。 この条例は、まんのう町の明日の社会を担う子供たちが、自ら考え、判断し、自身を取り巻く問題を解決する力を身につけるとともに、お互いに協力し、先人の築いた文化を継承していくことを促すため、子供の育成についての基本理念や大人の役割及び基本的な施策等を明らかにすることにより、全ての子供の幸せと自立を図ることを目的としてまいりたいと考えておりますので、今後とも、よろしくお願い申し上げます。
--	------	---

	栗田町長	次に、重点的な取り組みといたしましては、35人学級を国・県より早く整備してはどうかと考えております。平成24年度では、国において小学校1年・2年、県において3年生を35人学級編制で実施していますが、4年生以上においては、実施されていません。 このことから、まんのう町におきましては、中学3年生まで、35人学級を積極的に実施してまいりたいと考えております。教師の多忙感が言われて久しい訳ではありますが、学級の人数を少なくすることによって、教師と子供が触れ合う時間を多くして、子供への理解を深めることで、いじめや生徒指導上の問題解決を図ってまいりたいと考えております。 さらに、今年度から「教師塾」を始動させておりますが、教師塾の内容も、教員としての使命感、教育的な愛情、専門性や実践力をしっかりと身につけて欲しいと考えてきました。次年度は、専門家を継続的に招聘して、まんのう町教育界を活性化させ、子供の成長のために、持てる力を尽くす教師集団を形成したいと考えております。教育の原点ともいえる子供への理解に立った授業づくりや学級・学校経営のあり方について、認識を深め、明日のまんのうの教育を支える教師としての資質と実力を向上させることを重点にまいります。 また、中学校における学力向上策として、土曜日に英数塾を現在琴南中学校で実施しており、成果をあげております。 次に、小学校低学年への英語教育の導入を図ってまいります。社会のグローバル化に対応して、より早い段階から外国語の発音などに慣れ、コミュニケーション能力を高める必要があります。小学校英語は現行指導要領が全面実施された平成23年度、5・6年の高学年で週1回の「外国語活動」として必修化されております。まんのう町におきましては、25年度に小学校3校で先行して実施して、成果を検証してまいりたいと考えております。その後、26年度から、全ての小学校6校で実施してまいります。 気になる子供及び学習に障害をもった子供の指導体制についてでございます。 現在、全国的に保・幼・小・中学校において、集団生活になじめない子供がいることから、教員への指導体制、保護者への啓蒙等の整備が急がれるところでございます。 まんのう町内でも情緒不安定、多動、コミュニケーションができない、話が聞けない、注意力散漫等の子供が、多く見受けられることから、早期に指導の体制を整備したいと考えています。また、保護者や教員に対しても情報交換を密にして、指導方法やかかわり方を助言できる体制を早急に整えてまいります。 次に、大川山キャンプ場の活用と天体望遠鏡の整備についてであります。最近、体を使わないパソコンゲームや室内での活動が増加する傾向にあります。汗をかいて行動することから仕事の苦労やその意味を体感できると思われれます。実動体験学習を大切にしたい教育活動を取り入れることによって、子供に欠落している意欲や活力も回復していくものと思います。大川山キャンプ場は、1000メートル級の山の頂上にキャンプ場があり、実動体験学習の場として最適であります。まんのう町内の小中学校で積極的
--	------	--

	栗田町長	にこのキャンプ場を活用していくよう指導し、実動体験学習を充実させていきたいと考えております。そこで、中学校、小学校5・6年生にキャンプの経験をさせて、協力や奉仕、汗をかいて実動する素晴らしさを体験させたいと思います。 また、昨年、山頂にある民間の天文棟付き別荘を購入いたしました。この地は県下で一番星空が美しく観測できる場所のため、新年度は社会教育施設としてリフォームを行い、最新の天体望遠鏡を備えた天体ドームと交流センターが完成しますので、キャンプ施設と供用しながら子供たちだけでなく住民の皆様にも自然の雄大さと壮大な宇宙のロマンを体感していただきたいと思います。 次に、全ての人が輝くまちづくりでございます。 人権問題につきましては、21世紀は、「人権の世紀」と言われております。人権尊重の社会を実現するためには、女性・子供・高齢者・障害のある人に対する差別、いじめ、虐待など、さまざまな人権問題を、町民一人一人が自分の課題として受け止め、日常生活の中でお互いを尊重し合えるよう、関係機関・関係団体と連携を図りながら人権啓発を推進し、人権意識の高揚と差別意識の解消に努めてまいります。 また、人権啓発の拠点である長尾会館を中心として、人権尊重社会に向けての取組みを継続して鋭意発信してまいります。 男女共同参画の推進につきましては、女性と男性が、お互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指します。私たちの国の憲法には個人尊重、法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現に向け、いろいろな施策が取り組まれてきましたが、大事な意思決定の場に女性が少なかったり、男女間の不平等を感じたりすることもまだまだ多いと思います。また、少子高齢化など私たちの生活をめぐる状況が変化していく中で、性別による固定的な役割分担にとらわれずに、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できるような社会づくりに努めてまいります。 今年は3年に1度の第2回瀬戸内国際芸術祭が3月20日より、瀬戸内海の島々を舞台に現代美術の国際芸術祭として開催されます。 今年も県内外から多くの来場者が訪れることと思います。そして、この瀬戸内国際芸術祭と連動して、県内5か所の山間地域でも現代アートの展示会である「かがわ・山なみ芸術祭」が「水から水へ・いのちと光の絆」を基本理念として、4月20日から開催されます。 まんのう町内でも「自然はすべての源である」をテーマとして、10月19日から12月1日まで国営公園や道の駅等数箇所で開催されますので、こちらにも、多くの観光客に御来訪いただき、まんのう町の自然の豊かさを体感してもらえればありがたいと考えております。
--	------	---

	栗田町長	次に、中寺廃寺跡の保存整備事業につきましては、平成25年度完了を目指して、東屋、ベンチ、バイオトイレ等の整備工事を進めてまいります。完成の暁には、重要な遺跡として国史跡に指定された古代山林寺院跡において、はるかいにしへの平安仏教に思いをはせていただければ幸いと存じます。 次に、誰もが安心して暮らせるまちづくりでございます。 かりん温泉跡の「かりん健康センター」につきましては、新しく開所して2年が経ちました。利用者の皆様には地理的面で、御不便をおかけいたしていますが、御利用をいただいております皆様からは施設の充実と業務内容に対して、大変御理解を賜っておるところでございます。今後も、さらなる住民サービスの向上に努め、喜ばれる施設運営に邁進する所存でございます。 また、まんのう町総合計画の三本の柱のうちのひとつである「安心と安全・快適なまち」のため、健康づくりの推進と次世代育成の支援に取り組んでまいります。 まず、健康づくりの推進では、「誰もが安心して暮らせる町」の実現に向けて、各種がん検診や予防ワクチン接種事業によって、罹患率が抑えられるとともに病巣が早期発見されることで、重篤化せずに治癒することを目的として引き続き保健事業の充実に努力してまいります。 次に、次世代育成支援では、現在、住民基本台帳上では町人口が19,956人と合併時と比べ3%ほど減少し、高齢化率が31.24%になるなど、町の活力低下が懸念されております。 そこで、本町が活力ある町としてあるべくためには、将来を託し委ねる子供たちを育てやすい環境を町民の皆様に提供するために、新たに次の母子保健事業を実施いたします。 不妊治療費助成事業では、晩婚化等により子供が欲しくても授からない夫婦を支援するもので、対外受精や顕微授精などの特定不妊治療に取り組む夫婦を対象者として、香川県特定不妊治療費助成事業の嵩上げ助成金として、1回当たり10万円を限度として助成することで、治療費に掛る経費の約2分の1を助成するものです。これによって、経済的理由によって不妊治療に取り組めなかった夫婦の方々を、少しでも出産につなげることができるものと考えております。 次に、子育て支援の充実の一環として、母子手帳副読本の作成、子育てボランティア育成を図りたいと考えております。 妊娠時にお渡しする母子手帳は、国が、項目、内容について詳しく定めたものであり、内容が地域に沿ったものとはなっていないことから、より地域に密着した内容の副読本を作成して、利用者の利便が図れるものとします。従来、子育ては、地域・家族の援助のもとで出産育児の未経験な母親をサポートする風土が培われてきましたが、現在は、核家族化により若年夫婦のみの世帯や一人親世帯の増加により、乳幼児の子育て環境は大変厳しくなっています。 そこで、子育てを支援する子育てボランティアを育成するとともに、支援を受けたい者とボランティアを結びつけるシステムを
--	------	---

	栗田町長	構築する子育て支援事業に取り組んでまいります。 また、妊婦健康診査事業は、平成21年度より国の妊婦健康診査臨時特例交付金により、14回受診が実施され2分の1助成が行われています。平成25年3月で事業が終了し、助成がなくなりますが、引続き現行の制度を町独自で継続実施してまいります。 これらの事業を積極的に実施することで、子育て世代の町外への流出を抑制することができるとともに、子供を産み育てやすい町として、新たに町外から転入者の増加も期待できるなど、若年層の定住化を促進することで、まんのう町の活力を取り戻して行きたいと考えております。 次に、医療費削減の啓発では、これまでに町内69か所、2,338人の町民に直接お伝えしています。県下でトップレベルの特定健診率を長らく継続してきたことと相まって、今年度の国民健康保険の医療費が前年度から5%下がっています。残り3か月の状況次第では、全国でも減多に無い減額決算が達成できるかも知れません。また、医療費削減の第2段階として、上手な薬の飲み方を盛り込んだ啓発を厚生啓発員の力を借りて、町内300余自治会の巡回を目指します。幾分か適正化の効果が表れてきたことから、新年度の国民健康保険税はかろうじて据え置きとなります。 後期高齢者医療費では、伸び率が県下で14番目に下がったことから、県下で現在8番目となっております。 また、介護保険料では県下で最も高い状態が3年間続きましたが、現在は県下で7番目となっています。これを維持し、また引き下げにつながるよう認定調査、ケアプランチェック及び実績の点検をする体制を確立してまいります。 次に、障害者福祉では、今年度に策定した「障害者福祉・障害福祉計画」に基づいて、自立と社会参加、そして、ノーマライゼーションの啓発に着手し、新年度からの障害者総合支援法の施行への対応を行います。 現在、審理中の障害者自立支援給付裁判では、今年1月21日に第3回の公判があり、本町としての主張を始めて法廷で述べるに至りました。最も肝要な点は公判後の対応であり、今後数年に及ぶと想定される法廷闘争を踏まえ、入念な調査研究をもって臨む所存でございます。 地域福祉施策では、安心安全生活ネットワーク会議を開催して、住民の助け合いを、公的に背後で支える体制を整備してまいります。また、社会福祉施設と災害時における、福祉避難所協定を結ぶ研究会を複数回開催しており、25年度中の協定締結を目指します。 次に、誰もが安全・快適に住めるまちづくりでございます。 公共交通不便地域である本町において、交通弱者の移動手段を確保するために導入いたしましたデマンド型乗合タクシー、あいあいタクシーが本格運行を始めて1年が経ちました。この間、利用者の方々からさまざまな建設的なご意見を賜ったことから、より利用者に喜んでいただけるよう、また費用対効果が高い運行となるよう努めてまいります。
--	------	--

	栗田町長	次に、南海・東南海地震が近い将来予測されていることなどから、生活安全対策として町道に架かる橋梁の長寿命化整備として、仲南地区の道德寺橋の改良工事を行います。 土地改良事業では、継続して10万トン以上のため池ハザードマップ作成を行っており、平成25年度に実施する予定の羽間池が最終となります。住民の安心・安全を確保するため、過去に実施した、ため池ハザードマップとの複合的影響の検討を行った後、速やかに公表を行っていく所存でございます。 なお、10万トン以下のため池につきましても、町独自の調査を行い、危険度が高いため池についてはハザードマップを作成し、防災マップとの連携を図ります。 耐震住宅施策では、昭和56年6月以前に建設された民間住宅の耐震改修への支援を行うため、国の制度に合わせ新年度も継続して一部補助金を支給してまいります。 次に、水道事業では、石綿管布設替え工事は全て終了したところですが、まだ町内には多くの老朽管が存在しております。今後とも計画的に管路の耐震化を実施して震災に強いライフラインの構築に努めます。 次に、防災・減災の地域力づくりでございます。 災害から住民の生命、財産を守ることは行政の最重要課題であることから、計画的に瞬時警報システムによる全戸への緊急地震速報による避難訓練を継続して実施してまいります。 地域防災計画の改訂については、東日本大震災を教訓として新しく見直された施策と香川県地震被害想定が今年の夏ごろ公表される予定であることから、本町の実情に沿った防災計画を策定し、早期の公表を行ってまいります。 自主防災組織設立支援では、昨年、自主防災組織育成推進要綱及び資機材購入補助となる補助金交付要綱を作成したのに合わせて、防災士認定を受けた職員が地域へ出向いての積極的な啓発推進を行い、共助体制づくりを支援するものであります。また、地域のリーダーとして防災士を受講される場合は補助金制度を準備いたしておりますので、一人でも多くの町民のリーダーが育っていただけることを期待するところでございます。 交通安全施策につきましては、昨年の10月に公用車42台を青パト化とし、町内一円で業務の合間を縫って防犯パトロールと交通安全パトロールを実施しております。 現在のところ、まだ半年足らずですが、琴平警察署からは進入窃盗犯罪が顕著に減少しているとの報告を受けているところであり、交通事故においても抑止効果が出ているとのことから、さらなる見せる啓発活動に努めるところでございます。各種団体との連携をとりながら、緊張感を持った交通事故撲滅の啓発を繰り返し推進していくところでございます。 また、25年度から交通安全施策の一環として、高齢者が自ら運転免許証を返納した場合は1年間のデマンドタクシーと町内路
--	------	--

	栗田町長	線バスが乗り放題となる無料パス券を発行することとしましたので、御活用いただきますようお願い申し上げます。 次に、地域経済の活力を高めるまちづくりでございます。 農業振興では、米の価格の低迷による農業所得の減少、農業従事者の高齢化や担い手不足、有害鳥獣被害の増加など、農業経営の継続が難しい状況の中、経営環境の改善について、農業委員会を中心とした耕作放棄地対策を推進するとともに、近年被害が拡大しております有害鳥獣対策として、平成24年度から国の事業として、さらなる制度の拡充を行った防護柵の設置補助や捕獲対策事業を引続き実施してまいります。 また、農産物のブランド化や水田を活用した多様な作物の産地づくりを推進するほか、新規就農の支援や、地域農業の担い手の確保・育成に努め、本町農業の持続性と競争力の向上に取り組んでまいります。 また、今一番の関心事である環太平洋連携協定（ＴＰＰ）については、自民党調査会が去る2月13日にまとめた、聖域なき関税撤廃を前提にする限り交渉参加に反対するとの基本方針は、言い換えれば例外品目の設定を条件に交渉参加に余地を残しているものであり、安倍首相は日米首脳会談で、聖域を容認に3月にも交渉参加表明に踏み切る方針が濃厚ではないかと思われております。 その際の聖域に、日本の農業がどのようにかわるのかが大変気がかりになるところであり、今後の国の動向を注視しながら農業関係団体等と連携して対応してまいります。 次に、商業振興につきましては、まんのう町商工会との連携を密にしながら、25年度も町内商工会員に特化した1億円のプレミアム商品券を発行することで町内商工事業者の景気浮揚策を積極的に推進してまいります。 また、新年度から商工会が中心となって、県と町から初期費用の助成制度を活用した山間地域における買い物難民支援対策を行います。これは、町内事業者とのタイアップにより、小型貨物車両を活用した出前買い物支援事業に取り組むことで山間地域の生活支援を図るものでございます。 観光につきましては、定住自立圏関係市町やまんのう町ツーリズム協会との連携を強化し、広域観光の推進を図ってまいります。 農村環境の保全では、毎年増え続けております農作物のイノシシ被害対策として、集落での取り組みを推進するため、自治会での狩猟免許取得や箱わな購入補助を継続して実施いたします。また、電気柵設置などの被害防除事業も実施しており、香川県とも連携しながら環境保全に取り組んでまいります。 以上、私の町政運営における所信の一端と新年度の施策の概要につきまして申し上げます。 激動する社会情勢下、固定観念にとらわれず、常に改革の意識を持ちながらさまざまな施策を実行できるよう柔軟な発想による行政運営に努め、町民の皆様が「住み続けたい、住んで良かった」と感じていただけるまちづくりを目指して、引き続きまんのう
--	------	--

日程第 5	栗田町長	町の発展に向けた基盤づくりに全精力を傾注してまいります。
	大岡議長	議員の皆様方におかれましては、今後も円滑な行政運営が出来ますよう、なお一層の御指導と御支援を改めてお願い申し上げますとともに、町民の皆様の御理解、御協力を重ねてお願いいたしまして、平成 25 年度に向けての私の施政方針といたします。 施政方針を終わります。 ここで、11 時 5 分まで休憩といたします。(休憩 午前 10 時 50 分)
		それでは、休憩を戻しまして会議を再開します。(再開 午前 11 時 05 分)
		日程第 5 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。 教育民生常任委員会の所管事務調査について、委員長の報告を求めます。 教育民生常任委員長 高木堅君。
	高木教育 民生常任 委員長	それでは、ただいまから教育委員会の委員長報告を行ったらと思います。 去る 2 月 15 日、午前 9 時 30 分より、第 1 委員会室におきまして、委員全員、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員の出席により、教育民生常任委員会を開催いたしました。議題は、所管事務調査について、その他でございます。 町長挨拶の後、琴南支所長より、内科、歯科診療所の診療状況の 4 月から 12 月までの累計報告があり、内科診療については、前年比で、受診件数 93.5%、診療報酬総額は 59.3%、歯科診療については、受診件数 95.9%、診療報酬総額は 85.3%と減少傾向であること。また、2 月末に最終の歯科診療所のあり方検討委員会が開催され、今年度中に歯科診療所の今後のあり方について、答申をいただく予定であるとの報告がございました。 委員より、今後とも質の高い地域医療の充実に向け努力を続けていくよう、意見がありました。 次に、福祉保険課長より、本町の医療費の傾向、課題について、ジェネリック薬品の使用率と節約効果、重度心身障害者医療費の償還払いと窓口無償の近隣比較調査の結果、障害者自立支援給付を巡る裁判報道と対応経過、社会福祉施設の訪問調査の内容、生活保護世帯の増加傾向等について説明がありました。 委員より、障害者自立支援給付裁判について、専門的かつ継続性を重視せざるを得ない事案であり、今後、担当職員について十分配慮を行う必要があるのではないかと意見がございました。町長より再雇用も含め検討していくとの答弁がありました。 また委員より、薬の飲み忘れなどで捨てられる薬を減らし、医療費の削減につなげるため、薬の分包化などを行政から医療機関に推進してはどうかとの意見がございました。 次に、住民生活課長より、行事報告、人口・世帯数、住民異動届受付件数、戸籍・住民票等の発行状況、夜間窓口受付件数、塵

	高木教育 民生常任 委員長	芥処理事業、野犬保護件数及び犬猫の補助金、火葬事業、し尿処理事業、資源ごみ収集実績、不法投棄処理件数、浄化槽設置整備事業、太陽光発電システム設置費補助事業の実績、仲南地区で15年を経過した町管理合併浄化槽の無償譲渡等について、説明がありました。 委員より、譲渡後の合併浄化槽維持にかかる個人負担について質疑があり、執行部より、保守・清掃委託する業者により料金設定は異なる。また、利用人数や使用状態によって維持管理費用は変動するが、標準的な世帯を基本とした町の試算では、町に支払っていた使用手数料とほぼ同程度になる見込みであるとの回答がありました。 次に、健康増進課長より、事業報告のあと、予防接種関係で65歳以上のインフルエンザ予防接種率が66.8%となったこと、中讃圏域健康生きがい中核施設の利用者数や、温泉バスの利用状況等の説明がありました。 委員より、健康生きがい施設の健康機器を、より多くの町民に利用してもらうように、PRを積極的に行う必要があるのではないかと意見がありました。執行部より、会員数、機材数等を総合的に勘案して今後の運営方針を検討していきたいとの回答がありました。 また、委員より、子宮頸がんワクチン接種の重要性について、学校側から未接種の生徒や保護者に対し十分説明をし、接種を促してはどうかとの意見がありました。執行部より、対象となる中学1年生から高校3年生までの9割以上の生徒が接種済みであるが、再度、未接種者に周知することへの有効性について、学校側と協議して判断していきたいとの説明がありました。 次に、学校教育課長より、主要行事報告の後、平成25年度から、町単独で町内の小学校5・6年生及び中学校に35人学級を導入する予定であること。また、琴南小学校の新2年生・新3年生のクラスが公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に従うと複式学級となるが、町講師で対応し、複式学級にはしないとのこと、児童・生徒数の報告、まんのう町子ども健全育成基本条例策定について、報告及び説明がありました。 また、委員より、さまざまな問題を抱える教育現場で必要とするものを十分把握し、情報を隠蔽することなく、時には町行政と教育機関が一体となって改革を進めていくべきであるとの意見がありました。執行部より、教育現場では強権を使っても問題を解決できず、子供の内面をどうケアしていくのが大切で、組織的に幅広く対応をしていきたいとの説明がございました。 また、委員より、琴南地区から満濃中学校へ7人の新1年生が入学することについて、遠距離通学に対して学校側はどのような配慮を考えているのかとの質疑がありました。執行部より、路線バスの定期券を現物支給するとともに、バスの運行時間については必要に応じてバス会社との協議を行いたいとの答えがありました。 また、委員から、まんのう町子ども健全育成基本条例案の策定理由について質疑があり、執行部より、この条例は、まんのう町が独自に作るもので、学力偏重傾向に警鐘を鳴らし、教育組織の目標を明確にするために制定しようとするもので、今後、パブリ
--	---------------------	---

高木教育 民生常任 委員長	ックコメント等の諸手続きを経て内容を充実し、条例化していきたいとの説明がございました。 次に、社会教育課長より、社会教育、人権教育、社会体育、文化財、高齢者教育、女性教育、青少年教育、芸術文化、文化祭、国際交流、家庭教育等の行事報告と成人式アンケート集計結果等について、説明がありました。 委員より、森のコンサートで作られた曲の使用可否について、体協インディアカ部の廃部について、公民館まつりと町民文化祭について、成人式の開催時期について、質疑・意見がありました。執行部より、それぞれの意見を関係機関に伝えておくとの、回答がありました。 以上、所管事務調査を行い、午後３時４７分に委員会を閉会いたしました。 これで、教育民生常任会の委員長報告にさせていただきます。
大岡議長	これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長の報告を終わります。 ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。
谷森議員	１５番 谷森哲雄君。 委員長にお尋ねいたしますが、社会福祉の点で、生活保護世帯の増加傾向等についてという説明がありましたが、生活保護世帯の増加というのは、いわゆる今の日本の経済情勢のツケ言うんですか、経済不況、これが要因でしょうか。お尋ねします。
大岡議長 高木委員長 大岡議長	１４番 高木君。 谷森議員さんの質疑ですが、それも含まれ、当然含まれる件もあろうかと思います。 他に。
白川年男 議員 大岡議長 高木教育 民生常任 委員長 大岡議長	７番 白川年男君。 琴南中学校の各学年の人数とか、全体の人数、それから多分複式学級とか、そういうのはもちろんなんと思うんですけど、その辺について、わかる範囲でお願いします。 １４番 高木君。 今、白川議員さんから質問がありましたが、先ほど報告した内容、マスコミの新聞報道等で、うちの委員会の後に、すぐに報道されたとおりでありまして、なお、細部についてはですね、教育委員会等との細かい取り決め等がまたあろうかと思うしますので、その辺はまた十分な決定した段階で、報告があろうかと思います。お願いしときます。 他に質疑はありませんか。
川原議員	１３番 川原議員。 ちょっと委員長にお聞きするわけではありますが、学校の子供間同士のいじめ、また教師から子供への暴力、逆に子供から先生に

日程第 6	川原議員 大岡議長 高木教育 民生常任 委員長	対する暴力ざた等、それからまた指導者、要するに教職員の不祥事等の件について論議されたかどうか。1 点伺います。 1 4 番 高木君。 川原議員さんの質問ですが、学校の今生徒たちの問題、それは、毎回委員会では審議、強い審議をしております。 なお、教員の先日の事故について等の説明は、まだ結果が出ておりませんので、その辺は今の段階ではわからないような状況でございます。 今後とも、いじめ問題等々については、生徒また父兄、学校と先生交えて、その面、その面で、今も委員会では十分、うちの委員さんの中で、十分にいろんな面で強い意見をもって審議していただいておりますので、その経緯が出てくるのではないかと思います。よろしくをお願いします。
	大岡議長	他に質疑はありませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 日程第 6 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。 建設経済常任委員会の所管事務調査について、委員長の報告を求めます。 建設経済常任委員長 川原茂行君。
	川原建設 経済常任 委員長	それでは、建設経済常任委員会の委員長報告を行います。 去る 2 月 1 8 日、午前 9 時 3 0 分より、第 1 委員会室におきまして、委員 4 名、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長全員出席により、建設経済常任委員会を開催いたしました。議題は、建設経済関係の所管事務調査、その他についてであります。 町長挨拶の後、現地調査をし、かりん会館バリアフリー化施工箇所、大口地区ため池整備・ほ場整備現場、野口ダム東側町有林フォレストマッチング推進事業箇所、江畑地区国営事業天川導水路工事現場、間伐材などを利用したビレッジ美合館のまきボイラー施設、淵野地区農道舗装現場、平野地区農道改良現場を視察しました。 その後、第 1 委員会室において、地籍調査課長より、調査完了地区閲覧状況や成果品検査状況等について報告がございました。 次に、産業経済課長より、農業委員会定例会等の実施状況、耕作放棄地調査実施状況等、農林振興関係で県からの平成 2 5 年産米の町生産目標数量が昨年より 8 2 トン増えたが、2 5 年の作付け希望面積が目標数量を上回っていることから生産調整が必要となること、中山間地域等直接支払関係、町有林造林事業委託関係、松くい虫防除事業委託関係、フォレストマッチング推進事業で

	川原建設 経済常任 委員長	(株)合田工務店、香川県、まんのう町の三者で協定を結び、野口ダム東側の町有林の一部で森づくり活動を予定していること、商工観光関係で、冬のプレミアム商品券の販売額が7,466万円であったこと、かりん会館・かりん亭・かりんの丘公園の利用状況、ビレッジ美合館が間伐材を利用したまきボイラーで地球温暖化防止活動環境大臣表彰を受章したことについて、それぞれ説明・報告がありました。 委員より、町有林の間伐材を有効利用するようにはどうかとの質疑があり、執行部より、搬出コストの面で採算の合わない場所では切り捨てているが、条件の良いところの間伐材は利用するようにはしているとの説明でございます。 また、委員より、フォレストマッチング推進事業関係で、事業地の選考方法について、また、事業を推進する上で、環境教育の観点から、企業と地元の子供たちが連携して森づくりに取り組むことはできないのかとの質疑・意見がありました。執行部より、事業地については香川県が企業側に活動可能な公有林の情報を提供し、企業が活動場所を決め、森づくりの計画を立て、植林や草刈などをするようになる。また、企業と子供たちの連携については、企業の活動となるため、企業の計画によるとの説明がありました。 また、委員より、買い物支援モデル事業について、民間が行う出張販売サービスと商工会の実施するサービスとの差別化について質疑があり、執行部より、平成25年度より県の補助事業を利用して町商工会に補助し、移動販売に取り組んでもらう予定であるが、県の同事業による民間事業者がサービスを行っているエリアとの重複はできないことになっており、どちらのサービスも公益性を課せられており、今後日程・地域等で調整が必要になるとの説明でございました。 また、委員より、費用対効果を考慮した買い物支援事業では買い物弱者の救済にはなりえず、町商工会と民間事業者が営利を目的とした経営姿勢をとってしまうことを危惧しているとの意見があり、執行部より、現時点では全町域をカバーすることは難しく、順次拡大し、住民の福祉面に重点を置いた買い物支援サービスを展開するよう、商工会と十分な協議をしたいとの回答でございます。 次に、建設土地改良課長より、国営工事の香川用水土器川沿岸農業水利事業についての紹介の後、平成24年度土地改良事業の工事がほぼ完了したこと、まんのう町内のため池ハザードマップ作成に取り組んでいること、ほ場整備が済んだ地区の農道舗装発注工事がほぼ完了したこと、生稲地区の水路工事が完了したこと、また、現在発注している工事の中に一部進捗が遅れている工事があること、公共土木事業工事で町道榎林佐岡線、町道林線、町道買田まんのう線、町道内田中央線、町道杉ノ上林線等の道路改良工事を行っていること、まちづくり交付金事業で、かりん会館南側に健康広場が整備されたこと、今年度中に観光看板3か所の設置や、かりん会館の一階バリアフリー化工事を発注する予定であること、下水道接続件数及び下水道・集落排水の使用料調定状況、主なため池の貯水状況などについて説明がありました。
--	------------------------------	---

日程第 7	川原建設 経済常任 委員長 大岡議長	委員より、満濃池のハザードマップ作成業務の完了時期と公表時期について質疑があり、執行部より、ハザードマップは今年度内に完成する予定であるが、公表時期については関係市町や防災機関と協議し、決定をしたいとの説明であります。委員より、住民の関心が高く、できるだけ早く公表する必要があるとの意見がありました。 また、委員より、請負業者の都合により工期に遅延が生じた場合の発注者としての対応姿勢について質疑があり、執行部より、期限を遵守するよう指導を行っているが、守れない場合は何らかの措置を検討することもあると考えているとの回答でありました。委員より、業者指名審査段階で業者の受注状況等を十分把握しておく必要があるのではないかと意見がありました。 次に、水道課長より、木こく池釣り大会の開催、水道広域化協議会出席、野口浄水場立ち入り検査実施等の行事報告の後、町内の水源の貯水状況について、満濃池 90%、地蔵前ダム 95%の貯水率で、安定的に水道水を供給できているが、四条浄水場については土器川の水位の低下にともない水量不足となった場合は高屋原浄水場から供給すること、凍結による漏水があったこと、長尾地区老朽管更新工事が完了したこと、国営事業に伴う配水管移設工事の進捗状況について、それぞれ説明がありました。 委員より、水道広域化の動向について説明を求め、執行部より、県水道広域化協議会の広域化基本方針により、直島町を除く県内の市町で水道資源を共有し管理運営しようとするもので、水源の乏しい町にとっては渇水時の水の確保や、人的・財政的にもメリットがあると考えているが、まだ検討段階にあるとの説明でありました。委員から、各市町の水道事業の会計状況や広域化のメリット・デメリットを十分説明できる資料を委員会に提出するよう意見がありました。 また、委員から、まんのう町は70%の山林を有しており、新たな水源地やダムについても、県に要望し、香川用水に依存しすぎることなく、最悪のケースを想定して判断・施策を行っていく必要があるとの意見がありました。 以上、所管事務調査を行い午後3時50分に委員会を閉会しました。 以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。 これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長の報告を終わります。 ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 日程第 7 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。 総務常任委員会の所管事務調査について、委員長の報告を求めます。 総務常任委員長 大西豊君。
--------------	--	--

大西豊総務 常任委員長	総務常任委員会の委員長報告を行います。 去る2月19日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員全員、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、所管課長全員出席により、総務常任委員会を開催しました。議題は、所管事務調査、その他についてです。 町長挨拶の後、総務課長より、交通・消防・防災・昨年の衆議院選挙の事業報告等の後、昨年、川東地区と買田地区で発生した交通死亡事故の状況報告、琴南の授産所跡地の利用方法について、3月補正予算案の一般会計は、約4億7千万円、特別会計については約1千8百万円の増額を、平成25年度当初予算案では、一般会計、約9億9千万円、特別会計、約5億5千万円を上程させていただきたいとの説明及び報告がありました。 委員より、町が活動補助金を出している団体の事務について、町職員に事務局を持たせるのは妥当でなく、団体への人的支援をやめ自主運営をさせるようにしてはどうか。また、動員に負担のかかる交通安全活動推進大会を廃止してはどうかとの意見があり、執行部より、補助金交付団体については団体活動を維持しつつも自立していけるように協議をしていきたい。また、交通安全活動推進大会の件については関係団体に意見があったことを伝えるとの説明がありました。 また、委員より、授産所跡地利用の執行部案はあるのかとの質疑があり、執行部より、分譲地または企業用地として売却できればいいが、進入道路からの高低差がかなりあるため、造成に相当の工事費を要することから、仮に分譲地として売却しても収益が見込めないこととなるので、経費をかけずに地域に貢献ができるような土地活用案があれば意見を聞きたいとの説明がありました。 また、委員より、跡地は不整形地なので付近の土地を買収し、利用しやすい形にしてはどうかとの意見があり、執行部より、やはり造成費が障害になると思われるとの説明がありました。 また、委員より、体育館等の避難所施設のバリアフリー化はいつ完成する予定なのかとの質疑があり、執行部より、該当施設の調査を行い、平成25年の夏頃までにバリアフリー化を行いたいとの回答がありました。 また、委員より、災害時の要援護者の把握手段について、町が持っている要援護者台帳の情報を、有事の際、いつ、どのような形で防災組織や消防団等に公開し、救援に活かすつもりなのかとの質疑があり、執行部より、個人情報であり、慎重に取り扱いを行うことになるが、声かけ命見守り事業に賛同している方のように援護を必要とする方が、自ら情報を発信している場合もあり、要援護者の自主性に任せる部分が大きいとの回答があり、委員より、援護者台帳を更新していくときに、要援護者にどこまでの情報を開示して良いものか、聞き取りをしてもらいたいとの意見があり、執行部より、関係機関に伝えますとの回答がありました。 また、委員より、自主防災組織育成事業の成果について質疑があり、執行部より、本年度は6団体が結成しているとの報告があり、委員より、防災組織設立の要件が厳しく、提出書類が煩雑なため、もっと簡便な方法で自主防災組織として認めることはでき
------------------------	---

大西豊総務 常任委員長	ないのかとの意見がありました。 また、委員より、食料や生活必需品の備蓄を行うことが行政の役目で、住民に、どこに施設に何がどのくらい備蓄できているのか、平時から周知しておく必要があるのではないかと意見があり、執行部より、公民館等に順次備蓄を行っているが、ハザードマップ上に備蓄情報を入れ、周知していきたいとの回答がありました。 また、委員より、東日本大震災時にハザードマップ上で被害想定がされていない地域で被害が発生し、安心して避難をしていなかったため被害が拡大した例もあり、満濃池ハザードマップの作成時にその点についても注意喚起しておくよう意見があり、執行部より、満濃池ハザードマップは今年3月に作成される予定であるが、近隣の池が同時に破堤を起こした場合の複合被害想定もしなければならぬため、被害規模や範囲の再検討が必要となる。また、近隣市町とも関連することなので、公表時期等について現在検討中である。また、災害規模の考え方としては、想定される最大限の被害想定を設定するため、住民の不安を過度に刺激することのないように、取り扱いには注意が十分に必要であると考えているとの回答がありました。 次に、企画政策課長より、総合計画後期基本計画策定業務で審議会の開催状況とパブリックコメントによる意見募集を行ったが応募がなかったこと、また、まんのう町総合計画審議会の最終答申があったこと、定住自立圏形成について、香川大学と包括的連携・協力に関する協定を締結予定であること、出資法人関係では、ことなみ・仲南両公社の事業報告、自治会関係で町議会と意見交換会を開催したこと、交通対策関係であいあいタクシーの利用率が落ちていることや平成25年度から75歳以上の障害者を対象に福祉タクシー助成券を月2枚から4枚にする予定であること、情報基盤整備事業関係で中讃テレビの多チャンネル加入数が減少したこと、ネット加入者が増加していること、タブレット端末を利用した新IP告知システムの実証実験を行っていること、人権推進関係で人権研修・講演会に参加したこと、長尾会館でふれあい人権フェスタを開催したこと、男女共同参画推進事業関係で第4回女性議会及び推進委員会を開催したことについて報告がありました。 委員より、あいあいタクシーの仲南地区の冬季利用件数が半減している原因について質疑があり、執行部より利用者が冬場の外出を控えたことが原因だと思われるが、この件について運行関係者側と協議をするとの説明がありました。 また、委員より、タブレット端末を利用した行政情報告知サービスの実証実験の結果、町はどう考えるのかとの質疑があり、災害時には通信回線の断絶により防災・行政情報の送受信が困難となるため、複数の情報伝達手段の整備が必要であり、今後、総合的に本システムの導入の可能性について、検討をしていきたいとの説明がありました。 また、委員より、まんのう町総合計画後期基本計画について、当初基本計画との変更点や数値目標などを、メリハリをつけ、わかりやすいものにしていくことが肝要であるとの意見がありました。 次に、税務課長より、東日本大震災復興財源として、平成26年度から35年度までの10年間の個人住民税の均等割額に50
------------------------	--

大西豊総務 常任委員長	0円を加算する条例の改正を県下全市町で行ったこと、平成25年度の地方税の改正について、国会の通過が3月下旬と思われるため、施行日が4月1日となるものについては、専決処分で対応させてもらいたいとの説明がありました。 委員より、住民の生活に直接影響がある税条例等の改正手続きについて、専決処分をするべきではないとの意見があり、執行部より、時間的な制限や、税の遡及適用は原則行わないことになっており、やむを得ない選択であるとの説明がありました。 次に、会計室長より、振込み通知書を廃止したことについて、特に問題は起きていないとの報告がありました。 次に、琴南支所長より、琴南支所所管の事業報告、仲南支所長より、仲南支所所管の事業報告がありました。 以上、所管事務調査を行い、午前11時40分に委員会を閉会しました。 以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。
大岡議長	これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。 ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。
高木議員	14番 高木君。 今、委員長報告に対して、委員長にお尋ねしたらと思います。 これ多分、琴南の授産所跡の利用が執行部から報告があったんだと理解しますが、やはりですね、あの状況から見たら、琴南の支所、学校施設、農協等と公共機関等が身近にあるような場所に立地しているのでないかと思うので、やはり過疎がこれだけ進んだ段階で、今後、まんのう町を背負う若い者、子供たちのために、そういった希望者があれば、十分にそこら配慮して行くべきであろうと思いますが、その辺が、委員会の中で出たか、出んか、それをお尋ねするのと、一つは何か微妙な点があるんですが、委員長の報告で、今の高低差が非常に高いというような委員長報告、執行部からそういった造成費が高こうつく、高こうつくというようなことで、購入者が大変負担がかかると。あれ、委員長、これ、委員長、現場知っとんですか。知らんのですか。
大岡議長 大西豊総務 常任委員長	12番 大西豊君。 場所については、委員会で琴南地区の委員の方、具体的な先ほど報告したとおりの現状であります。私も知っております。琴南支所のちょっと下側の授産所、ある会社が使われよったところでございます。道から数メートル下がったところであります。 それと、場所、どなん言うたんかな。高低差言うんと。 今後、この問題については、執行者のほうからも提案をしていただきたいということでございますので、有効活用、また地域の発展のために利用される用地として、決定されると思います。
大岡議長 高木議員	14番 高木君。 やはり一番は、これから今後、まんのう町にとっては、大きな財産であろう子供たち、未来ある子供たちのため、地域に定着し

	高木議員	ていただくために、やはり、そこらは十二分に便宜を図っていただきたいと思います。 なお、この造成したら、あれ、委員長とんでもないことになると思いますよ。家が浸水します、あれ。そういった周囲の環境を崩してまで、そんな造成は多分、非常にめんどいような状況があらうかと思います。また、今後、総務委員会、十分その辺検討してください。ええです。
	大岡議長	他に質疑は。
	藤田議員	10番 藤田昌大君。 防災関係ですね、2点ちょっとお尋ねしたいと思います。
		体育館の25年度夏頃までにバリアフリー化をしたいという回答がありましたけども、これ果たしてですね、体育館の入口だけなのか、スロープを含めた平地から全部いけるまでの部分をですね、全小・中学校の体育館に行うのか。吉野の体育館、吉野にもありますよね。神野には、神野はできてますよね。あれができてますから。そういった部分の全施設にですね、夏頃までに完成すると書いてありますので、それを含めたバリアフリーなのか。 もう1点はですね、地域防災の部分で、私は一般質問にも防災士の育成をしてほしいと言いましたけれども、新年度予算には、ちょっと若干そういったことが触れてました。ただ、委員会の中で、できれば具体的にですね、消防署の職員と退職者なり、そういった部分をですね、地域防災士にしてほしいという議論があったのか、なかったのかだけお伝え願ひまして、2点お願いします。
	大岡議長 大西豊総務 常任委員長	12番 大西豊君。 先ほど報告したとおりでございますが、緊急避難地に指定されているところの施設について、通常は普通に使って、緊急時だけに対応できるような、応急的な対応をしていくということであります。緊急避難所指定されているところということにお聞きしております。
	大岡議長 藤田議員	もう1件については、そこまで言及しておりませんが、今後の委員会の中で、議論していく、されるものと思いますので、よろしくをお願いします。 10番 藤田君。 ちょっと、わからん。ちょっと、すみません。
		緊急避難時やったらですね、例えば、スロープを別に置いて、それを緊急避難の時に持っていくのか、それともコンクリートのスロープをですね、もう大分あるところはあと思うんですよ。平地からコンクリートのスロープで伝わって行けるとこ、そういったところを作るのか、そこちょっとわからんのですよね。多分入り口のですね、段差ぐらいは、1つ置いたら、居た置いたら終わりぐらいですすぐできると思うんですが、ただ問題になるのは、重傷者の身障者をですね、車椅子の人をどう運ぶか言うんが一番

日程第 8	藤田議員	問題になると思うんです。そういった意味では、全体をカバーすると言ってますので、そのへんのカバーの仕方だけ、ちょっともう一遍お尋ねします。
	大岡議長	12番 大西豊君。
	大西豊総務 常任委員長	ただいま報告したとおりであります。緊急的な対応ということで、コンクリートで固めるとかいうところまで言及されておられません。緊急時において、対応できる施策を講じるということでございます。
	大岡議長	10番 藤田昌大君。
	藤田議員	緊急的な部分で、ちょっと本当にですね、これからはやばいと思いますんで、順次やっぱりコンクリのバリアフリー化のですね、スロープを付けていくよう、総務委員会でぜひ要望していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。
	大岡議長	他に質疑はございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ここで、議場の時計で13時00分まで休憩いたします。
		(休憩 午前11時52分)
		それでは、休憩を戻しまして会議を再開いたします。
		(再開 午後1時)
		日程第8 満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。 満濃中学校改築調査特別委員会の委員長の報告を求めます。 満濃中学校改築調査特別委員会委員長 合田正夫君。
	合田満濃 中学校 改築調査 特別委員長	それでは、満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を行います。 去る1月16日、午前9時30分より、第1委員会室において、委員全員出席し、町長、副町長、教育長、総務課長、学校教育課長、満濃中学校改築対策室、議長同席のもと、公開にて、満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業の現場視察並びに報告、その他についての説明がありました。 最初に、満濃中学校敷地内の工事現場事務所に移動し、工事の進捗状況の説明を受け、その後、新校舎棟内の現場視察をしました。 作業所長より、校舎と体育館の工事は、ほぼ計画通り進んでいるが、作業は日曜や夜間も続けており、仕上げを急いでいる。また、足場の解体がすんだ箇所から順次、外構工事にかかる予定である。プールの工事が若干遅れているが2月末には完了する予定

	合田満濃 中学校 改築調査 特別委員長	であるとの報告を受けた後、視察をしました。 その後、会場を役場第1委員会室に移し、満濃中学校改築対策室より、まんのう町官民連携事業にかかる町内企業活用度の適正性調査業務調査報告に基づき、造園工事・クレーン工事・屋外給水引込工事について、町内の下請け業者請負契約金額の妥当性が確認できたことの説明がありました。 また、2月末日に本体工事が完了し、備品等の設置をした後、消防関係と建築確認関係の検査を受け、建物の引渡しは3月31日となる予定で、図書館については3月中旬より書架の設置をする予定との説明がありました。 また、3月15日に開催を予定している中学校卒業式を引き渡し前の新しい体育館で行うことができるように調整をしていること、満濃中学校と中学校PTA等で組織する旧校舎お別れ会実行委員会が主催する「旧校舎お別れ会」が3月31日午前中に開催される予定であること、SPCが4月6日午後に関校式とイベントを開催する予定であること、8日に始業式、9日に入学式を開催する予定であることの説明が執行部よりありました。 委員より、使用木材が町産材であることを証明する産地証明の提出を現場で作業所長に依頼したとの報告があったあと、木造造作工事を請負った下請け業者が、かがわ木材加工センターから町産材を購入することとなった背景として、大成建設側が下請け業者に請負額を抑えて発注したため価格面で折り合いがつかず、業者が直接、香川西部森林組合から提示された単価で木材を購入することができなかったのではないのかとの質疑があり、執行部より、業者が森林組合の言い値で木材を購入しなければならないということではなく、民間の商取引によるもので、地場産業の振興の観点からも町産材を使用しており問題はない。また、木材購入価格の妥当性については先の委員会で第三者機関による調査報告をしているとの説明があり、委員より、PFIにより事業を行っているが地元生産者にメリットがないのではないのかとの意見がありました。 その後、委員会として町産材の木材価格について、参考人招致を含め、調査研究を行うことを全会一致で決定し、午前11時35分に閉会しました。 2月1日、午前9時30分より、第1委員会室において、委員全員出席し、議長同席のもと、町産材木材供給事案における参考人招致について協議をしました。 執行部と森林組合から提出のあった木材産地を証明する伝票や納品書、清算関係の書類、出荷証明書、香川西部森林組合及び仲南町森林組合の木材供出に係る顛末書、近隣の木材市場の市場価格などの資料をもとに、協議した結果、木材の産地・出荷数量等を証明する書類より供給木材の産地が特定できること、また、両森林組合から出された顛末書より業者間であった取引の詳細な経緯が推測できること、木材の市場流通価格より木材の取引価格の妥当性を類推することが可能になったことから、木造造作工事にかかる材料発注等が適正に執行されているかの判断については、参考人の招致を必要としないということに決しました。
--	------------------------------	--

	合田満濃 中学校 改築調査 特別委員長	なお、提出された資料について、外部監査に委託し、客観的・専門的見地から、本件で起きた木材取引の流通及び価格の妥当性を検証することにしました。 また、執行部に対し、低迷する地場林業の再興を図るため、公共施設の建築時に町内産木材の積極的な活用を行うよう提言をするとの意見を取りまとめ、午前１０時４６分に閉会しました。 ２月２２日、午後２時より、第１委員会室において、委員全員出席し、町長、副町長、教育長、総務課長、学校教育課長、満濃中学校改築対策室、議長同席のもと、公開にて委員会を開催し、満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業の現場視察をし、その後、執行部より報告がありました。 最初に、満濃中学校敷地内の工事現場事務所に移動し、工事の進捗状況の説明を受け、その後、建設中の校舎棟、体育館、図書館等の施設を視察しました。 作業所長より、校舎、体育館メインアリーナの工事がほぼ終わったこと、図書館は床工事を行っており工期内に完了する予定であること、外構工事に順次取り掛かっていること、新校舎への備品移設を３月１１日ごろから行うこと、卒業式会場設営を３月１３日に行うことなどの報告がありました。 委員より、駐車場の舗装工事について、急ぐあまり地固めが不十分となることのないようにとの意見があり、作業所長より、無理のない範囲で仕上げには十分時間をかけたいとの説明を受けた後、視察を行いました。 その後、会場を役場第１委員会室に移し、満濃中学校改築対策室より、まんのう町官民連携事業にかかる町内企業活用度の適正性調査業務調査報告に基づき、外構工事３件、門・塀・擁壁工事１件について、町内の下請け業者請負契約金額の妥当性が確認できたこと、体育館の使用は学校行事優先だが社会スポーツ活動と共用すること、アリーナ・武道館の競技コートについて、地域開放運営業務による８つの実施プログラムについて、図書館については図書４万冊を配架し、６月１日のオープンを予定しており、図書は６万冊まで揃える予定であるとの説明が執行部よりありました。 委員より、外構工事の進捗状況について質疑があり、執行部より、計画より遅れているとの回答がありました。 また、委員より、現場に駐車している車両のナンバーが県外であったことについて、業者提案にあった地元企業の育成につながっていないのではないかととの意見があり、執行部より、孫請け業者についてまでは、把握ができていないとの説明があり、委員より、孫請け業者のリストを提出するよう意見がありました。 また、委員より、外構工事を下請けした町内業者２社について、工事内容は舗装工事が主となっているが、町内で舗装工事の実績はあったのかとの質疑があり、執行部より、直接、町発注のアスファルト舗装工事を請負ったことはなかったと思うとの回答があり、委員より、工事实績を考慮して発注を行うべきではないのかとの意見がありました。
--	------------------------------	---

合田満濃 中学校 改築調査 特別委員長	また、委員より、体育館のステージ上で卓球をすることについて、明るさが十分とれる設計になっているのかとの質疑があり、執行部より、学校と協議をした結果、部活動としての卓球はステージ上ですることとなったこと、また照明については確認すると回答がありました。 また、委員より、寄贈本の受入れについて質疑があり、執行部より、寄贈本の受入れ基準をつくって受入れ可能かどうかの判断を行っていくことになるとの説明があり、委員より業者任せにすることなく、町が十分に精査をするよう意見がありました。 また、委員より、先の本会議で電子私書箱システム導入について再検討を行いたいとの答弁があったが、その後どうなったのかとの質疑があり、執行部より、前回説明したとおり平成２５年度からの電子私書箱システムの導入について見合わせており、その後の進展はないとの説明がありました。 また、委員より、移植先で枯れたケヤキを、満濃中学校にベンチ等の記念物として残すように意見した件に対し、執行部から、そのケヤキより西の校庭にあったケヤキを使ってベンチを作り設置する予定であるとの説明があり、委員より、それでは記念樹としてケヤキを残してもらいたいと願った人達の理解が到底得られないのではないかと意見がありました。 その後、委員会として、調査研究を行うことを全会一致で決定し、午後４時４５分に閉会しました。 以上で、満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を終わります。以上です。
大岡議長	これをもって、満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を終わります。 ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。
本屋敷議員	５番 本屋敷君。 何点か質問させていただきます。次から次へと訳のわからない話になってまいりますが、外構工事、下請けした町内業者２社等との話もありますが、このことは町内へ事業効果として、議会に対しては、町内企業に４億円というふうな説明をした契約を取るための約束事として私は受け取っておりますが、その４億円のうち２億円近いお金がですね、町内での舗装工事をした実績も無い会社が受け取り、それを同じ会社が両工事とも下請けをしていると。これを町内への事業効果としてとるのかどうかというようなお話が、まあ、まず無かったんでしょけれど、まあ無かったんでしょけれど、あったのかどうなのか。 また、それを踏まえてですね、今回の舗装工事であつたりですね、森林組合のお話、こういったこともですね、私、委員のときからも言っておりましたけれども、契約をした２３年度中にですね、発注促進計画書を早々にもらえというお話をずっとしてきんですが、今まで、まだ出てないですね。夏に出てくるといったものが、まだ出てないと。それは執行部の怠慢ではないかなと思うんですが、それは町長、私よく覚えておりますね、改選前に全員協議会でＰＦＩさしてくださいと、その責任は私が全部取ります

本屋敷議員 大岡議長 合田満濃 中学校 改築調査 特別委員長 大岡議長 本屋敷議員	と言った経緯を覚えておりますけれども、そういったことができていないことに対して、町長のほう、また担当者のほう、またS P Cのほうからですね、断りがあったのかどうか。まあないとは思いますが、あったのかどうなのか。これ2点目です。 あと電子私書箱システムですけれども、前回の委員長報告の時にも、とうとうと説明させていただいたんですが、導入について見合わせており、その後の進展はありませんっていう報告だけをしてくるっていうのはですね、委員会として、この意味がわからないのかですね、する気がないのか、どちらなのか。私は事前通告もしました。前回の議会で、3月にはちゃんと聞きますよというお話、それから内容の説明もさしていただきましたよね。それで、この質問の答えというのはどういうことなのか。お答えください。3つ。 3番 合田正夫君。 1点目の質問は、なし。ありません。 2点目もありません。 3番目は先に報告したとおりですが、25年度に、委員会について、どちらが高いか安いかわかるか検討するということは出たけど、それ以上のことは出ておりません。 5番 本屋敷崇君。 してないっていうのは、どういうことなのかなとは思いますが、これ以上聞いても一緒でしょうから、そこの部分は結構ですけれども、電子私書箱システムの部分についてはですね、契約時点ですね、契約したんですよ。見合わせる事ができないんです。25年度から始まらないのであれば、今回一般当初予算上がってきてますけど、当然、減額請求できとるはずですよ。その減額請求するには議会が通りませんよ。議決行為ですよ、これ。契約変更ですから。意味がわかってますか。執行部も、委員会も。それをこれぐらいの2行で、質問した議員に返してくる、どういう意味ですか。もう1回してきてくださいよ、今から。答弁、なっていないで、これ。それ聞いて、何がわかるんですか。もう1回聞いてくださいよ、今から。急遽。私言いましたよね。議長。12月議会の時に。
大岡議長 本屋敷議員 大岡議長 本屋敷議員	今は、委員長報告に対する質疑であります。 委員長報告で、こちらが付議したことに対して、答えがかってきてないもん、どうせえ言うんですか。返してくれ言いよん。 本屋敷議員、今質問中でありまして、合田委員長は今答弁がありました。 いやいやいや、答弁はありましたが、付議はしとりますよ。前回も。何を言いよんですか、議長。付議したもんに対して返ってきてないでしょうって、言いよんでしょう。ほんだら、今から開きなさいよ。当然でしょう。委員会付託で、あるですよ、事務局。付議したものが返って来ない場合には、委員会に返せる。

大岡議長	5 番 本屋敷議員、5 番 本屋敷議員。
本屋敷議員	委員長報告に対する質疑は経過と結果であります。
大岡議長	経過と結果、結果がないんや言いよんでしょ。
本屋敷議員	今、委員長がそれについて答弁をいたしました。
大岡議長	違うと言いよん。意味が違う。
本屋敷議員	明確な再質問をお願いします。
大岡議長	違うって、どうするんやいう話です。ないもんどうするんや。説明責任はありませんって答えるんですね。
合田委員長	3 番 合田委員長。
本屋敷議員	委員会での経過と結果について答弁をお願いします。
合田委員長	今のこの間の委員会では、前回と進展はないと言うことで・・・
本屋敷議員	いかん言うたやないん。進展が無いのではいかんけん、言うたやないかい。
合田委員長	こういうことを言うんやったら、また明日・・・
本屋敷議員	なんでやねん。前回のときも言うたがな・・・
合田委員長	また、一般質問でしたらええんじゃが。
本屋敷議員	一般質問でないでしょうが。ほんだら特別委員会何のためにあるんな。
大岡議長	1 時 3 5 分まで休憩します。 (休憩 午後 1 時 2 0 分)
	それでは、休憩を戻しまして会議を再開いたします。 (再開 午後 1 時 3 5 分)
	先ほどの本屋敷議員の再質問に対して、合田委員長の答弁を求めます。
合田満濃	3 番 合田議員。
中学校	先ほどの本屋敷議員の質問について答弁します。
改築調査	結局、電子私書箱の導入について、再検討したいと言う答弁があった。その後どうなったかと言う質疑があり、前回説明したと
特別委員長	おり、平成 2 5 年からの電子私書箱システムの導入について見合わせており、その後の進展は無いとの説明があつて、今後執行部
	に対して、してもらいように言うときます。ほんで、委員会で、今ちょっとそういうことにしたんで、今のところは、結果とあれ
大岡議長	だけで、また今度、委員会を開いたときにしたいと思います。以上です。
	5 番 本屋敷崇君。

本屋敷議員	前回の12月議会でも説明させていただいたんですけれど、契約行為であって、6社さんが入札してきた内容の中にね、この電子私書箱は絶対にしてくださいという事業で入っとるわけですよ。それをもとに選考もしとるわけですよ。それを今になってしないというのはまずあり得ない。それで、25年度予算にPFIのサービス単価が入ってますよね。支払、サービス支払価格が入ってますけど、あん中には当然、電子私書箱システムの導入、去年の24年度分には、今年度か、今年度の24年度分には電子私書箱のイニシャルの部分、初期費用が入とんです。その減額もせないかん。契約変更もせないかん。もしそれでいくんならですよ。参加業者に対してどう説明するのか。その辺の説明もない。僕としては、前回にやらないかんことなんだから、やりましょうねという発言しかしてないわけですよ。それを12月と同じですと、意見が返ってくること自体おかしいわけですよ。次、開いたときにつて、もう24年度予算は終わる。25年度予算は今回あがってきとる。契約はどうなっているのかわからない。その他、入札してきたところに対しての説明をどうするのかもはっきりしない。委員会としてどうするのか。当然、近々でしょうけど、近々にその辺の答えを出していただかんと、25年度予算の審議もできませんし、24年度決算やって、まず無理でしょうね。その辺り、委員長ですからね、本当は委員会開いてもらうべきでしょうけど、どうしたらええんでしょうかね、議長、これ。だって、してもらわないかんことをしてくれてないけん、次開きますではちょっと時が遅過ぎるんですよ。どうしたもんですかね、議長。これ、ええそうですね、はい、じゃあ、次の委員会でするようお願いしますって言える立場に無いんですよ、これね。どうしたらええでしょう。議長裁量権でなんとかできんですかね。
大岡議長	先ほど申しましたように、ただいまは特別委員会の委員長報告に対する質疑の段階でありまして、合田委員長の先ほどの再質問の答弁では、委員会でまた検討するというような答弁であったと私は認識しております。それで、今、本屋敷議員の再々質問でありますけども、先ほど申しましたように、委員長報告は経過と結果についての質疑であるのは、本屋敷議員も了解しておるところとだと思しますので、そこらあたりを配慮して質問願ったら、ありがたいかなとこのように思っております。
本屋敷議員	前回で、3月議会には答弁いただきますからねっていうのは言うとりますからね。絶対入ってますよ。これ、金額わかりますよ。初期投資が4千万、25年間で4千万・・・ (決算、予算、これは説明せないかん。)
大岡議長	本屋敷議員、再々質問、明確に、質問をお願いします。
本屋敷議員	再々質問言うたって聞きようがないのね。
大岡議長	再々質問で許可しておりますので、明快な質問を願います。
本屋敷議員	なんて言おうか・・・
藤田議員	委員会の人がわかったらんのやきに、そら委員会もういつぺん近々にせなしょうがないですわ。合田委員長にどうのこうの言う

藤田議員	のは違う。
本屋敷議員	明日の一般質問の後にですね、委員会開いてくれんですかと言う再質問でええですか。
大岡議長	今、再々質問。
本屋敷議員	再々質問で。
藤田議員	回答してくれたらいい。
川原議員	本屋敷君、明日と違うやろ。
本屋敷議員	明日でない、明日でない。1日の、1日目の一般質問の後でしていただいて、火曜日の本会議の分で委員長報告をいただければありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。
大岡議長	委員会を招集するのは委員長の権限でありますので、そこらあたりは委員長が配慮されるんでないかなと思っております。
合田委員長	3番 合田正夫君。 土日は休みやろ。月曜日が一般質問やろ。 (その終わった後に、開くん。) (2日ととるきに。)
本屋敷議員	月曜日が終わった後、火曜日から先やな。 月曜日開いて、火曜日の最初に委員長報告を入れる。 (2日間ととるから余裕がある。)
合田委員長	本会議やから、いけるでしょう。
本屋敷議員	いけるんか。ほんだら、一応委員会の方で、執行部と委員会開きます。
藤田議員	はい。
大岡議長	ちょっと議運の立場で言うてかまんかな。
高木議員	他に質疑はありませんか。 14番 高木君。 前にちょっと報告で聞いたんやけど、これ満中の記念樹の分が、また今日委員長のほうから報告があつたんやけど、当然あれ非常に無理なところ、無理な、これ枯れるという想定のもとで、まあ、できるだけということを持っていったと思うんやけど、やはりこれもうこれいつまで待ったって、枯れとるものをそのまま生かせ言うたって、それはもう無理なことであって、多分、委員長、それは無理やろうと思うんで、結局それに似かよう新しい物を、似かよう物を持ってくるような、僕はそういう認識しとんやけど、

高木議員	業者のほうが対応するような認識しとんやけど、結局、記念樹はそら、町民の方が、なるほどやはりそれに関してはいろいろな過去の分が、思い出があるかと思うんですが、それはそれでこれ委員長、報告するまでいかんと思う。新しいものをですね、それに見合うものを、ケヤキを作っていて、新しい見合う物を植えた段階で、それをあれが初代のケヤキやったら、第2代とかいうてですね、記念樹とかいうて、そういう形取ったら、取ってでも御理解してもらたら、ええじゃないですか。どうなんですか。
大岡議長 合田満濃 中学校改築 特別委員長	3 番 合田正夫君。 これは先に執行部のほうからの答弁で、枯れたケヤキを中学校にベンチ等の記念物として残すように意見した件のことを言いよんやろ。それは執行部からそのケヤキより西の校庭にあったケヤキを使ってベンチを作る設計をしとる。これ教民のほうで話が出たんと違うんかいの。出てないん。 (枯れた分はどこいたん。) ほんだら、これどっから出てきたんか。こういうような説明受け取んじゃきに。ベンチ作るいうて出とるんやきに、それ以上のことは答弁できんけど。
大岡議長 高木議員	1 4 番 高木堅君。 合田委員長、端的に言やあな、なんでも生あるものは死が生まれると思う。大事にしとったケヤキでも、やっぱり、あの状態でありゃあ、そら木の寿命も絶たれると思うんですが、違う分の西の校庭にあったケヤキでベンチを作る云々で、要は、それ新しい植える分をですね、それに見合う物を作ってもろて、その方が枯れとる理解、やはりこれ今後思うんなら、第2代とですね、初代の分とやったら第2代というようなそういう記念樹として、今度植えた時にそういう格好をとってあげて、それを言われよる方に報告してあげたらいいんでないかと、私はもうそういう形です。これ委員長報告に入っとるで今、今言うた分で。
大岡議長 合田委員長 大岡議長	3 番 合田正夫君。 はっきり言えんけど、また委員会で調べて、多分、2代目は植えるとは言いよったけど。 他に質疑はありませんか。
谷森議員	1 5 番 谷森哲雄君。 先ほど問題になっておりました、電子私書箱システムの件ですが、委員長の報告では執行部よりのその後の進展はないと、こういう説明ですが、私が個人的に考えてみると、パブリックコメントもあまり住民から意見がないと、そういう中で、電子私書箱システムを導入しても、将来的には、 (契約行為・・・) いや、ちょっと待ってよ。大事かと思うんですが、今は、やっぱり時期尚早かと。こういうこともあるので、委員会でよく執行

日程第 9	谷森議員	部と協議していただいて、それで先送りするんやったら、本屋敷議員が言うように契約変更とか、こういうようなこともぜひ委員会と執行部とで、よく協議していただいたらと、私は思います。
		(前代未聞ですね。)
	大岡議長	そういうことについて、合田委員長。
	合田委員長	3 番 合田正夫君。
	大岡議長	今度の委員会でそういうことします。
		他に質疑はありませんか。
		(「なし」の声あり)
		質疑なしと認めます。
		これをもって、質疑を終了いたします。
		日程第 9 政策充実特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。
関政策充実 特別委員長		政策充実特別委員会の委員長の報告を求めます。
		政策充実特別委員会委員長 関洋三君。
		政策充実特別委員会の委員長報告をさせていただきます。
		平成 2 5 年 1 月 2 4 日、木曜日、午前 9 時 3 0 分より、政策充実特別委員会を第 1 委員会室において公開で開催いたしました。
		委員全員及び議長同席のもと、昨年 6 月定例会において、導入には時期尚早であると委員会報告をいたしました政務活動費の今後の取り扱いについて協議をし、平成 2 4 年度の政務活動費予算を全額減額し、平成 2 5 年度予算も計上しないことを全会一致で決定しました。
大岡議長		そのため、本特別委員会の設置目的は達成されましたので、これをもって、調査研究を終了し、本委員会を解散することを全会一致で了承し、午前 1 0 時 3 7 分に委員会を閉じました。
		以上で、委員長報告を終わります。
		これをもって、政策充実特別委員会の委員長報告を終わります。
		ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。
		質疑はありませんか。
		(「なし」の声あり)
		質疑なしと認めます。

日程第 10	大岡議長	これをもって、質疑を終了いたします。 日程第 10 政策充実特別委員会の廃止についての件を議題といたします。 先ほどの委員長報告で特別委員会の設置目的は達成されたので、これをもって、特別委員会における調査研究を終了するとの報告でありますので、政策充実特別委員会を廃止することに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、政策充実特別委員会は廃止することに決定いたしました。
日程第 11	栗田町長 大岡議長 田岡議員	日程第 11 議案第 1 号 まんのう町防災会議条例の一部改正についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 ただいま上程されました議案第 1 号 まんのう町防災会議条例の一部改正について提案理由の説明をさせていただきます。 まんのう町防災会議は災害対策基本法の規定に基づき、地域防災計画の作成及び実施の推進、並びに町の地域に係る防災に関する重要事項を審議することとして設置されたものであります。 事前に送付させていただいております議案説明資料の新旧対照表により改正内容について、御説明させていただきます。 このたびの条例の一部改正は、柔軟な運用を行うとしていました第 3 条第 6 項の委員の定数において、改めて全委員定数を具体的に 25 人以内と明確化し、第 7 項で 5 項 8 号の町長が特に必要と認めた者の任期を 2 年とするものでございます。 附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。御審議いただき、御議決賜りますようお願いいたします。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 質疑はありますか。 2 番 田岡秀俊君。 今回、このまんのう町防災会議条例、これ昨年から 3 月議会、6 月議会、9 月議会と 3 回あがってきてるといえるのか、一部改正として本会議のほうにあがってきておるといえることは、東日本大震災の影響で、防災に対する意識が高まっておるといえることで、結構なことだろうと思っておりますが、条例改正ということですので、多分、その関連法律、上位法とかとの関連があるとは思いますが、それで、今回、委員の定数が 25 人以内という一言を入れるということですが、先ほど町長のほうから説明がありましたように、昨年の 6 月の改正の時に第 8 項、第 3 条の第 8 項、町長が特に必要と認める者を入れたその 8 項以降の 1 項から 7 項までは人

	田岡議員 大岡議長 齋部総務 課 長 大岡議長 本屋敷議員	数が指定されております。決まっております。ということは、この８項で２人以内ということだと理解いたしておりますが、この８項の挿入と申しますのは、男女共同参画の視点に沿って女性の登用を積極的に進めたいということで、挿入されたという経過がございます。 それで、その全員委員を２５人以内、つまり第８項の委員を２人以内としたこの根拠を１つ伺いたいのと、それから、この防災会議、現在の活動状況、女性の登用ということも含めまして、その２点をお伺いしたいと思います。 総務課長 齋部正典君。 田岡議員さんの御質問にお答えをいたします。 まず定数を入れた理由と申しますか、これにつきましては、今まで、まんのう町の防災会議条例には定数が定まっておりませんでした。柔軟なという形ではいっていたわけですが、他の市町の防災会議条例を参考にさせていただく中で、定数を入れているというのが一般的でございました。 また、この２５名というのは、先ほども言いましたが、町長が特に必要と認めた者の人数が２名、この２名というのは、確かに男女共同参画の意図があるわけですが、女性に限るわけではなく、男性としてもですね、この会議に必要な方がいらっしゃればメンバーに入っていて、内容を協議させていただくと言いますか、この地域防災計画を作成する上にですね、有意義な会にしていきたいということでございます。 あと、活動状況でございますが、現在防災会議の開催は行っておりません。定期的な開催は行っておりませんが、東日本大震災の発生によってですね、国の指針が大きく変更になっております。 このことから香川県の防災計画もですね、大幅に修正が図られているところでありまして、本町も地域防災計画を作成する上にですね、それを考慮して進める必要がございますので、県の情報を今年の夏頃にですね、出てくるということでございますので、それに合わせて、この防災会議を開催していきたいと、そして速やかなですね、方針をですね、出していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。 他に質疑はございませんか。 ５番 本屋敷崇君。 田岡議員のほうからもありますけど、今回条例改正は第３条の部分ですけれども、そもそも第２条の部分で、「まんのう町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること」となっとなつてますよね、これ１８年の時点ですよ。１８年の時点から７年間何もしていないということ自体が、まず問題なんですよ。これ作っただけの幽霊会議ですよ。そこの条例変える、人数の云々の部分でないんでないんかなと思うんですよ。第２条の部分をもう少し直さないかんのでないからと思うんですが、毎年見直しを行う
--	---	---

	本屋敷議員 大岡議長 齋部総務 課 長 大岡議長 本屋敷議員 大岡議長 齋部総務 課 長	とかですね、そういった文言を入れるべきではないでしょうかね。第2条の部分ですね。第3条、これどっちでもええんですよ。町長がね、選ぶのが2人で、2人、男女共同参画に従ってですね、川西議員の方からも一般質問であったように、女性を登用していくと。それいいことだと思いますけれども、登用しても会議が開かれないんでは一緒だという話ですから、どうですかね、第2条もう少し改正するべきでないですかね、これうちの県とか国の条例でないですから。まんのう町の条例ですから。どうですかね、総務課長。 総務課長 齋部正典君。 本屋敷議員さんの御質問にお答えいたします。 この第2条につきましては、去年の9月の議会のときに上程させていただきまして、2条の2、3あたりを改正させていただいたことでございます。 なお、この地域防災計画の作成というのは、前回も定期的に国の指針が変わった時にですね、それから県また市町においてですね、地域の防災計画を整合性をとるためにですね、直しているというのが現状です。その時には、この防災会議を開催をさせていただいております。 今、お話の中では2条の内容をもう少し精査する必要があるんじゃないかと、まんのう町独自のと言いますか、条例の中身をもう少し見直す必要があるのではないかとという御質問だったと思いますが、今この2条につきましては、国のですね、法律なりですね、県なり、条例等ですね、整合性も取りながら今現在やっておるところでございます。 今後この条例に何か足しこむというのはですね、今後また検討さして、検討していきたいということで、よろしくお願い申し上げます。 5番 本屋敷崇君。 条例ですからね。条例は遂行するために作っているものですから、今のお話でいったらですね、してないと、していないけれども、作るために作ったというような話で、じゃあ消防団とかにしてもですね、本来は消防団の動き、消防署の動きも、この防災計画によって動くべきもの、ところがたくさんありますよね。それができていない。その親玉である防災会議ができていない。これ第3条の2、3、4の今、担当官、氏名わかりますか。わかるんですか。お願いします。 総務課長 齋部正典君。 本屋敷議員さんの再質問にお答えいたします。 この2、3、4につきましては、今の段階ではわかっておりません。これは今後、防災会議をこの方向で定数を決めさせていただいて、今年の夏、今夏にですね、県のほうからの情報等が入って、まんのう町の地域防災計画作成する前段階で、防災会議のメ
--	--	--

齋部総務課 長	ンバーを決めるということになります。早めのメンバーを決めさしていただいて、準備をしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。
大岡議長 本屋敷議員	(よろしく申し上げます言われても・・・) 5 番 本屋敷崇君。 東南海・南海地震のお話もある中でですね、防災会議のほうで、7年間全然手をつけられてないっていうこと自体を問題だというふうに認識していただいてですね、議会のほうには、今回改正をした上で、近々にいつ会議が策定されて、1、2、3、4、5、6、7、8の部分の人間が誰になり、どのような防災計画を今年度うちに立てれるか、その説明をですね、いただけますか。近々にそれをしていただけるようにお願いしますが、いかがでしょうか。
大岡議長 齋部総務課 長	総務課長 齋部正典君。 本屋敷議員さんの再々質問にお答えします。 防災会議のメンバーをですね、速やかにですね、決めさしていただいて、まんのう町の地域防災計画の策定を進めていきたいというふうに考えております。よろしくお願い申し上げます。
大岡議長	いつまでということですが、これは県の動向もありますので、それに合わせて、充て職の方もいらっしゃいますので、それに合わせて、速やかにやっていきたいと思っております。
大岡議長	他に質疑はありませんか。 1 3 番 川原茂行君。
川原議員	1 3 番。これね、ちょっと先ほどの総務委員長の委員長報告の中に出ました自主防災組織が6団体って、それが現実であればですね、現実だから報告されたんだけど、私はもっと相当広範にみんなが自主防災組織の意味合いを深く考えておいでるのかなと、思っておったんです。6団体ということは、当然、25名以内の問題なんです、それ以内ですから、執行部のほうが、この防災意識、執行部だけが持つとったんではいかん。やっぱり住民の方が本当に持つておらない方がこのメンバーの中にまた入ってきたら、また困る。6団体というのは、ちょっとびっくりしました。それだけ地域住民には、浸透してないっちゃうことなんです、これ。結果が6団体でしょ。今、出てきとんのが。設立しとんのが。私はもう何十も、何百も出てきとんかなとそう思っとなんなんです。ところが6団体って、6団体の中で、まさか防災意識が非常に強いとは、私は常識的には考えられないんですが、ここの整合性はどうなんですか。総務課長。
大岡議長 齋部課長	総務課長 齋部正典君。 川原議員さんの御質問にお答えをいたします。

	齋部総務課 長 大岡議長	確かに防災組織率、防災会の組織率が6つ、今、先日1つ増えまして、7つということですが、全体のまんのう町の中では少数でございます。 これとこの防災会議の条例、防災会議とどういうふうにリンクするのかということになりますが、まずはこの防災会議というのは、2条の所掌事務にあります1番にある、地域防災計画を作成すると。その中にも、まんのう町の中の防災組織をですね、しっかりと作っていくということの中にはうたいこんでいくわけです。それを町内の皆さんにお知らせさしていただいて、避難場所の問題とか、共助また自助、公助、それぞれの役割をですね、明確にしていくものでございます。 なお、自主防災会につきましては、これからですね、それぞれの団体に積極的な働きかけをしてですね、1団体ずつでもですね、増えていっていただくように努力をしていく所存でございますので、よろしくお願いを申し上げます。 他に質疑はございませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、議案第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。 これより討論に入ります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり） 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第1号 まんのう町防災会議条例の一部改正についての件を採決いたします。 本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
--	----------------------------	--

日程第 1 2	大岡議長 栗田町長 大岡議長 谷森議員	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 1 2 議案第 2 号 まんのう町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 ただいま上程されました議案第 2 号から議案第 3 号及び議案第 5 号から議案第 1 2 号までの 1 0 議案につきましては、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るために、義務付け・格付けを見直すという趣旨を踏まえた「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる地域主権改革第 1 次一括法及び第 2 次一括法がそれぞれ公布され関係法令の一部改正が原則として、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い関係条例を整備するものでございます。 それでは、議案第 2 号 まんのう町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、御説明を申し上げます。 この条例につきましては、「介護保険法」の改正により、これまで厚生労働省令で定めていた指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について、都道府県又は市町村の条例で定めることとされました。 このため本町では、今回、厚生労働省令で示された区分に基づき、独自基準を盛り込んだ条例を制定するものでございます。 この条例は平成 2 5 年 4 月 1 日から施行するものとしております。御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 1 5 番 谷森哲雄君。 議長が、総括的、大綱的な質疑と、こういうふうに一定の制限をされたわけですが、若干の委員会審議のときの問題提起にもなるかと思っておりますので、質問をさせていただきます。 まず、夜間対応型訪問介護と、こういうことで、この条例の中には、夜間に対応すると、しかし具体的に 2 4 時間対応するのかなというような、細かい点が表現されていないので、2 4 時間対応するのかなどうか、お尋ねいたします。
----------------	---	--

	谷森議員	それからもう1点ですが、利用定員ということで、認知型対応型については、施設ごとに3人以下と、こういうような文言があるわけですが、この場合に、満濃荘、仲南荘、やすらぎ荘、それぞれあるわけですが、それぞれの施設で3人か、あるいは満濃荘を取り仕切っております満濃荘全体で3人か。 それからもう一つは、病院が業務をしております保険施設ですか、これも対応になるのか。あるいは、そらまあ当然、病院が申請したら、対応できるのかと思うんですが、病院が経営しております老人保健施設についても、こういうことが、病院側もこういうことについて積極的なのかお尋ねするのと、それからもう1点は費用については、第3号の議案にかかわることですか、課長。それで、3号に変わるのであれば、3号の提案の時に質問したいと思いますが、どんなんですか。いわゆる、入所、通所、在宅の費用については、今の議案2号に入るのか。それとも3号に入るのか。これでもう3号に入るのであれば、3号の提案のときに質問したいと思いますが、ちょっとこう私も判断しかねるので。先ほど町長が、これと第5号ですか、連関をすると、こういうような町長の提案説明もあったんで、一緒にこの際質問さしていただきたらと思うんですが、いわゆる・・・
	大岡議長	15番 谷森議員さん。
	谷森議員	総括的な質疑ということで、かなり入り込んでいっきょと思うんですけども、1番、2番でよろしいですか。
	谷森議員	そしたら、もう1点だけ質問させていただきます。
	大岡議長	いわゆる介護費用はその要介護1から5あるわけですが、これはいわゆる入所、通所、在宅、それぞれ対応があるんですが、これはあくまでも要介護1から5の基準額が適用されるのか、この3点質問いたします。
	竹林福祉 保険課長	福祉保険課長 竹林昌秀君。
		これ微に入り細に入りですね、委員会付託ですので、そこで谷森議員さんが御提案なさった件を御検討させていただきたいと思
		いますけれども、今回のこの条例の制定の趣旨はですね、どういうことかと言いますと、国の基準の中にですね、従うべき基準と
		いうのがあって、これは厚労省の決めたとおりにやってくれよっていうものがあります。それから、標準を決めてやって、これを目
		安にしてくれよというのがあります。それから参酌すべき基準というところがあってですね、ここは独自に決めてくださいという
		ことですね。私どもが国の基準、今までやってたとおりにほとんどやるんですけども、参酌すべき基準というところはどうかと
		いうとですね、これだけ全体にお話しておきます。
		特養ホームのですね、居室定員が1人とすると。2人とすることができるというのは、国の基準です。これはもう実際、現実
		には合わないんですね、プライバシーに配慮することで、4人以下とすることができるという現状に合うようにしますね。これは
		私どもの独自です。
		それからですね、もう一つはですね、ユニット型指定密着型老人介護施設、これも概ね10人以下としなければならないという

	竹林福祉 保険課長	のが、国の基準なんです、概ねでなくてですね、ユニット型の入居定員は10人以下としなければならないと、私どもはするということですね。 それからもう1つですね、もう1つ、資料の保存のところを2年間保存しなきゃならないを、税金とか仕様規則に合わせてですね、もう2年間ではだめなので5年間とする、これだけが私どもの独自でございます。周辺とこの3点は歩調をそろえております。 24時間とかですね、2号の条例に関するか、3号の条例に関するかと、保健施設のことですかね、ちょっと私も調べる時間をいただいてですね、この場では答弁を差し控えさせていただいたと思います。以上でございます。
	大岡議長 藤田議員	10番 藤田昌大君。 質問ではないんですけども、多分、施政、町の施政を問うんですけども、地方分権一括法の中でですね、国の権限を地方に移譲してですね、やるということで、多分この条文は、多分、施設に全部丸投げ言うたらおかしいんですけど、お願いして、その経過をですね、町がするための条例だろうと思うんですね。それで、そのためですね、これに基づいて人員はどんななるんやと。町の職員の業務量が増えます。増えると、私は解釈してます。今まで全部国がやりよったんを町に下りてきて、全部町の中ですね、例えば、この施設はどうなって、どんななつとる、全部監督せないかんのですよ。チェックして行って、丸投げした部分のですね、あとのフォローを全部町がするようになるだろうと思うんです。 そういった部分でですね、予算と、人員との関係をですね、ぜひ委員会の中で、詳しく話していきながらですね、多分、その議案第1号、第2号、関連しとるような感じを僕も受けますので、そういった中でですね、委員会でぜひ詳しい議論をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
	大岡議長	答弁はいらん。要望やから。 各議員をお願いします。 答弁を求める質問をお願いいたしたいと思います。 他に質疑はありませんか。
	本屋敷議員	5番 本屋敷崇君。 先ほど竹林課長が言われよったですね、町独自の部分の、あの一覧はぜひ資料としてください。 あとですね、先ほど町長のほうが、県及びないし町でという話で、県ないし町という発言のとり方をすれば、県が作っても、県一様の様式で作っても構わないし、市町村で作っても構わないというふうな取り方をしたんですけども、香川県ぐらいの大きさであれば、県だけ作っても構わなかったんじゃないのか。それを市町村で作った理由が1点。あと今現在は介護施設等々の施設認可は全て県ですね。それがこの条例を作ることによってですね、その施設認可は、もしかして市町村に下りてくるのかどうか。そ

本屋敷議員	のあたりの今ある、今現在ある施設等々については、基本的には県が責任を持って管理している部分が、この条例を作ることによってどうなるのか。先ほど藤田さんが言いたかった部分とかぶりますけれども、そのあたり教えてください。
大岡議長	福祉保険課長 竹林昌秀君。
竹林福祉 保険課長	地域の自主性に任せるという趣旨でありますけれども、地域密着型という施設、そのサービスについては私ども市町村の権限で基準を決めるということでございます。それ以外については都道府県が決めるということです。ですから、差し当たりこの条例で対象になるのは、高篠の寄り合いですね。地域密着型の経営をするんで市町村の独自性を発揮してくれと、そういう趣旨でございます。それについては、私どもが許認可権限を持って、指導監督責任が丸ごとまいます。あとのものは従来どおり県がその事業所への指導監督権限を持っております。以上でございます。
	(議長。議長。)
大岡議長	この件は、教民に付託をされますので、委員会に所属の方はできるだけ控えて、大綱的な。
	はい。11番 三好勝利君。
三好議員	先ほどの皆さんが熱心に福祉関係のやっていただくのは結構ですけど、これは教民に付託されとんです。教民はやっぱり一生懸命、優秀な議員がそろそろとります。
	それと、もう一つ大きな福祉関係に我が町は問題を抱えとんですから、こういう福祉関係は十分、十分、十二分に審議して、これでうかつに判断してやれば、とてつもない事がまた後日起きますよ。前回、何年か前に、こういう恐らく問題ができてますけど、簡単に恐らく処理したから、今こういう大きな問題が、他の問題でできとんですから、こういうのは新しい条例、特に福祉関係の条例については、十二分に審議して皆さんの意見を聞きながらやるのが、私は正しいと思いますから、これで委員会付託でありますので、ぜひ打ち切ってください。
大岡議長	他に質疑はございませんか。
	7番 白川年男君。
白川年男 議 員	なかなか、条例長いもんでわかりませんが、結局、満濃荘、正友会いうんか、特にやすらぎ荘とか、あの辺を管理運営するときの指針になるような基準書と理解しといたらいいもんと私は思ってますけど、それで課長よろしいですね。
大岡議長	福祉保険課長 竹林昌秀君。
竹林福祉 保険課長	本条例はですね、高篠の寄り合いが対象になる条例と思っていただければいいです。
	やすらぎ荘については、町保有の施設であって、町がこのように運用してくれという方針を出して、協定書を結び、町は、指導監督する責任はあります。ただ、事業所としての指導監督は県があって、やすらぎ荘にとっては二重にあるということですね。そ

日程第 13	竹林福祉 保険課長	れから、正友会の他の施設とかありますけれども、そういうところも私どもの介護保険から支出しておりますから、そういうものの適正を審査し、審査の上支払うという監督権限は当然ございます。事業所の運営を停止し、廃止しとかという権限はそうしたものは県にあるということでございますね。地域密着型が私どもが全て責任を持つ、そういう体制になってるということを御理解いただけたらと思います。
	大岡議長	他に質疑はございませんか。 （「なし」の声あり） これをもって、質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第 2 号は、教育民生常任委員会に付託をいたします。 ここで、議場の時計で 2 時 4 0 分まで休憩をいたします。（休憩 午後 2 時 2 4 分） それでは、休憩を戻しまして会議を再開いたします。（再開 午後 2 時 4 0 分）
	栗田町長	日程第 13 議案第 3 号 まんのう町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 ただいま上程されました議案第 3 号 まんのう町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、御説明を申し上げます。 この条例につきましては、第 1 次一括法等における介護保険法の改正により、これまで厚生労働省令で定めていた指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について、都道府県又は市町村の条例で定めることとされました。 このため本町では、第 2 号議案同様、厚生労働省令で示された区分に基づき、独自基準を盛り込んだ条例を制定するものでございます。
	大岡議長	この条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行するものとしてしております。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。

日程第 14	大岡議長	本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第 3 号は、教育民生常任委員会に付託いたします。 日程第 14 議案第 4 号 まんのう町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。
	栗田町長	ただいま上程されました議案第 4 号 まんのう町新型インフルエンザ等対策本部条例について、次のとおり制定するものでございます。 平成 21 年に発生した新型インフルエンザや、現在東南アジアで散発的に発生している高病原性鳥インフルエンザ、また同様の危険性のある新感染症に対して、過去の教訓を踏まえ、国民の生命及び健康を保護するため、国の新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成 24 年 5 月に公布されたことに伴い、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合、まんのう町が設置しなければならない対策本部に関し、必要な条例を定めるものでございます。
	大岡議長 高嶋健康 増進課長	詳細は担当課長より説明をいたしますので、よろしく御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。 健康増進課長 高島一博君。 詳細について御説明をさせていただきます。 先ほども町長のほうから説明がありましたように、国の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部の設置でございますが、これにつきましては、措置法の中の 35 条の中に、市町村の本部の組織等についての記載がございます。それに基づく条例というふうになっております。
	大岡議長	それと附則でございますが、この条例については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行するということになっておりますが、本条例、本特別措置法については現在のところまだ施行はされておられませんので、その施行に合わせて、施行するために、今回、条例として上程をさせていただいております。よろしく願いをいたします。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。

日程第 15	大岡議長	本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。
	5 番 本屋敷崇君。	
	本屋敷議員	付託する教民に対してですけれども、議案第 1 号のようにならないようにですね、新型インフルエンザ等が国のほうで設置された時に我が町でも作るということですから、それに該当する、保育所であったりとか、国であったり、病院であったりですね、そういった機関の人の名前が、等々等々入ってくるんだと思いますが、いつ発生するかわからないものですから、毎年、毎年ですね、それを更新できるような体制に、この条例がなるのかどうかということ十分審議していただいて、結果を報告していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
	大岡議長	他に質疑はございませんか。 (「なし」の声あり) これをもって、質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第 4 号は、教育民生常任委員会に付託いたします。 日程第 15 議案第 5 号 まんのう町公共下水道条例の一部改正についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
	町長 栗田隆義君。	
	栗田町長	ただいま上程されました議案第 5 号 まんのう町公共下水道条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。 この条例改正につきましては、地域主権改革第 2 次一括法により、下水道法が改正され、公共下水道の構造の基準を地方公共団体が条例で定めるものとされたことに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。 内容につきまして、排水施設に求められる強度や安全面に関する構造上の基準を、政令の規定と同様に定めるとともに、一部字句の修正を行うものであります。 お手元の議案書の表中、改正後と改正前の一部変更箇所を抜き出して表示してございますので、お目通しをお願いいたします。 なお、この条例の施行は、公布の日からといたしております。御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。
	大岡議長	

日程第 16	大岡議長 本屋敷議員	5 番 本屋敷崇君。 これも付託する建経にですけれども、地方分権一括法で、これもですね、当町による独自の運用だと思いますから、それがですね、どのような基準で運用されているのかですね、国の基準に合わしているとか、県の基準に合わしているとか、町独自ではここをこう変えていますというような部分の説明をお願いしたいのと、現在布設されている公共下水が、この条例に合わない場合にはどうするのか。そういった部分も含め、報告をお願いしたらと思いますので、よろしくお願いいたします。
	大岡議長	他に質疑はございませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第 5 号は、建設経済常任委員会に付託いたします。
	栗田町長	日程第 16 議案第 6 号 まんのう町都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 ただいま上程されました議案第 6 号 まんのう町都市公園条例の一部改正について提案理由を御説明申し上げます。 この条例改正につきましては、地域主権改革第 2 次一括法により、都市公園法が改正され、これまで国が一律に定めていた都市公園の設置基準を地方公共団体が条例で定めるものとされたことに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。 内容につきましては、都市公園の設置基準として都市公園の現状やまんのう町総合計画基本計画を踏まえ、町民 1 人当たりの都市公園の面積の基準を 10 平方メートル以上と定めるとともに、都市公園の種類ごとに配置の基準や敷地面積の基準を政令の規定を踏まえて定めるものでございます。 また、公園内に公園施設として設けられる建築物の敷地面積に対する建築面積の割合の上限を 2 % とすることや、特定の場合について建蔽率を加算する特例措置の範囲を政令の規定と同様に定めるものでございます。 お手元の議案書の表中、改正後と改正前の一部変更箇所を抜き出して表示してございますので、お目通しをお願いいたします。 なお、この条例の施行は公布の日よりとしておりますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
	大岡議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。

日程第 17	大岡議長	質疑はありませんか。
	5 番 本屋敷崇君。	
	本屋敷議員	第 5 号と同様にですね、これもう下水に比べ、ことらのほうがどちらかというと町独自の裁量が大きいのかなと、私自身は思っていますので、そのあたりも含め、5 号と同じように審議結果を教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
	大岡議長	他に質疑はありませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第 6 号は、建設経済常任委員会に付託いたします。 日程第 17 議案第 7 号 まんのう町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。 提出者から、提案理由の説明を求めます。
	栗田町長	町長 栗田隆義君。 ただいま上程されました議案第 7 号 まんのう町住宅条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。 この条例改正につきましては、地域主権改革第 1 次一括法により、公営住宅法が改正され、公営住宅の整備の基準や入居者の収入基準を地方公共団体が条例で定めるものとされたことに伴い、されたこと等に伴い、当該条例の一部を改正するものであります。 まず、1 点目は、3 条の 2 項の公営住宅及び共同施設の整備基準が設けられ改正されました。 2 点目は、高齢者や障害者の方の入居者資格の同居親族要件の廃止であります。町営住宅については、単身者は通常入居できませんが、高齢者（60 歳以上）や障害者等に限っては単身入居が可能であることが明示されました。 3 点目は、入居の収入基準であります。通常、世帯員全員の所得合計額から求められる月額金額が 158,000 円以内の方が入居可能ですが、高齢者や障害者、母子世帯は 214,000 円まで入居可能であることが明示されました。 お手元の議案書の表中、改正後と改正前の一部変更箇所を抜き出して表示してございますので、お目通しをお願いいたします。 なお、この条例の施行は、平成 25 年 4 月 1 日からといたしております。御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。 質疑はありませんか。
	大岡議長	

日程第 18	大岡議長 栗田町長 大岡議長	(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第 7 号は、建設経済常任委員会に付託いたします。 日程第 18 議案第 8 号 まんのう町道路占用料条例の一部改正についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 ただいま上程されました議案第 8 号 まんのう町道路占用条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。 平成 24 年 12 月 12 日、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成 25 年 4 月 1 日から施行されることになりました。 これにより道路占用許可対象物件として太陽光発電設備及び風力発電設備が追加されるとともに、その占用料額が定められました。 まんのう町においても太陽光発電設備及び風力発電設備を道路占用許可物件として認めるとともに、占用面積 1 平方メートル当たり 1 年の占用料額を 820 円と決めました。 お手元の議案書の表中、改正後と改正前の一部変更箇所を抜き出して表示してございますので、お目通しをお願いいたします。 なお、この条例の施行は、公布の日からとしております。御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第 8 号は、建設経済常任委員会に付託いたします。 日程第 19 議案第 9 号 まんのう町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。
日程第 19		

日程第 20	大岡議長	提出者から提案理由の説明を求めます。
	町長 栗田隆義君。	
	栗田町長	ただいま上程されました議案第 9 号 まんのう町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についての提案理由を御説明申し上げます。
		この条例につきましては、地域主権改革第 2 次一括法により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー化法が改正され、これまで国が一律に定めていた移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を地方公共団体が条例で定めるものとされたことに伴い、新たに制定するものであります。
		内容につきましては、都市公園に設置される園路、広場、休憩所、駐車場等の公園施設で不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者が利用するものについて、移動または施設の円滑化に資するよう出入口や通路、階段などの設置に関する基準を省令の規定と同様に定めるとともに、その詳細については規則で定めることとするものでございます。
	大岡議長	なお、この条例の施行は、公布の日よりとしております。御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
		これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。
		これより質疑に入ります。
		本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。
		質疑はありませんか。
	本屋敷議員	5 番 本屋敷崇君。
		国からの下りてくる条例ばかりで、あれなんですけども、この条例にかかわるものが、まんのう町としてどれぐらいあつてですね、それに満たない施設がどれぐらいあるのかとか、そういった部分がわからない。それで、今後どれぐらいの施設整備費が必要となってくるのかとかそういった部分が、議会としては気になるそこではありますので、その辺りを委員会のほうに説明していただいて、委員会のほうからいただいたらと思いますので、よろしく願います。
	大岡議長	他に質疑はありませんか。
		(「なし」の声あり)
		質疑なしと認めます。
		これをもって、質疑を終了いたします。
		ただいま議題となっております議案第 9 号は、建設経済常任委員会に付託いたします。
		日程第 20 議案第 10 号 まんのう町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定につい

日程第 21	大岡議長	てを議題といたします。
		提出者から提案理由の説明を求めます。
	栗田町長	町長 栗田隆義君。
		ただいま上程されました議案第 10 号 まんのう町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定についての提案理由を御説明申し上げます。
		この条例につきましては、地域主権改革第 1 次一括法により道路法が改正され、市町村道の構造の技術的基準及び市町村道に設ける道路標識の寸法を地方公共団体が条例で定めるものとされたことに伴い、新たに制定するものであります。
		内容につきましては、車道、路肩、歩道等の幅員や勾配、付帯設備の基準、道路標識の寸法等について、政令の規定を踏まえて定めるとともに、その詳細について規則で定めることとするものであります。
	大岡議長	なお、この条例の施行は、公布の日よりとしております。御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
		これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。
		これより質疑に入ります。
		本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。
		質疑はありませんか。
	5 番 本屋敷崇君。	
	本屋敷議員	同様ですけれども、今まで道路、市町村道路のほうも道路法によってかなり縛られた部分があったんですけども、これ今の話でいけば、かなり自由度のきく運用が可能であるということだと思いますので、市町村の現状にあった条例になるように改正をしていただけるよう、お願いしたいと思いますのでよろしく申し上げます。
	大岡議長	他に質疑はありませんか。
		(「なし」の声あり)
		質疑なしと認めます。
		これをもって、質疑を終了いたします。
		ただいま議題となっております議案第 10 号は、建設経済常任委員会に付託いたします。
		日程第 21 議案第 11 号 まんのう町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。
		提出者から提案理由の説明を求めます。

日程第 22	大岡議長 栗田町長	町長 栗田隆義君。 ただいま上程されました議案第 1 1 号 まんのう町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定についての提案理由を御説明申し上げます。 この条例につきましては、地域主権改革第 2 次一括法により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー化法が改正され、これまで国が一律に定めていた基準を、地方公共団体が条例で定めるものとされたことに伴い、新たに制定するものであります。 内容につきましては、道路の新設または改築を行うに当って、市町村道に係る基準については、移動等円滑化基準省令で定める基準を参酌して、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるとともに、その詳細については規則で定めることとするものであります。 なお、この条例の施行は、公布の日よりとしております。御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第 1 1 号は、建設経済常任委員会に付託いたします。
	大岡議長	日程第 2 2 議案第 1 2 号 まんのう町水道布設工事監督者の配置基準及び資格事業並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
	栗田町長	町長 栗田隆義君。 ただいま上程されました議案第 1 2 号 まんのう町水道布設工事監督者の設置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。 この条例につきましては、地域主権改革第 2 次一括法に基づき権限移譲により国から地方公共団体に移行するものであり、これは、上位法の水道法第 1 2 条第 1 9 号の一部が改正されたために、今後は水道事業を営む地方公共団体が水道の布設工事監督者の

日程第 23	栗田町長	配置資格に関する基準、また水道技術管理者の資格基準に関しても、町の条例で制定するものであります。
	大岡議長	この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行するものでございます。御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
		これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。
		これより質疑に入ります。
	本屋敷議員	本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。
		5 番 本屋敷崇君。
		現在まではどうなったのかという部分と、それから、これをすることによってどう変わるのかですけれども、現在どうなっているのかだけ教えてくださいませんか。課長。
	大岡議長	水道課長 岡澤勉君。
	岡澤水道課長	ただいまの本屋敷議員さんの質問に対してお答えいたします。
		今までの水道の旧水道法によりますと、水道事業者は、旧の水道法でございますけど、第 12 条では、水道事業者は水道の布設工事を自ら施行し、また他人に施行される場合におきましては、その職員を示し、第三者に委嘱して、その工事に施工に関する技術上の監督業務を行わせなければならないとなっております。これが改正されました。
		今までは、水道法のこの条例に基づきましてやっておりましたが、今度は平成 23 年の法律の第 105 号によりまして、水道事業者は、水道の布設工事、当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、地方公共団体の条例の定める水道の布設工事に限るとなりましたので、今までにつきましては、上位法の水道法に基づいてやっておりましたが、今後は町の条例でやらせていただくということでございます。よろしく申し上げます。
	大岡議長	他に質疑はありませんか。
		(「なし」の声あり)
		質疑なしと認めます。
		これをもって、質疑を終了いたします。
		ただいま議題となっております議案第 12 号は、建設経済常任委員会に付託いたします。
		日程第 23 議案第 13 号 まんのう町立図書館条例の制定についてを議題といたします。
		提出者から提案理由の説明を求めます。
		町長 栗田隆義君。

日程第 24	栗田町長	ただいま上程されました議案第 13 号 まんのう町立図書館条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。 まんのう町立図書館につきましては、まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業として、平成 24 年 4 月より建築いたしておりましたが、工事が本年 3 月末をもって完了し、業者よりの引き渡しを受けることとなります。 そのため、図書館法第 10 条の規定に基づき、設置条例の制定を図るものでございます。 内容といたしましては、設置の目的、名称及び位置、職員、図書館協議会、委任について条例に定めるものでございます。 御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
	大岡議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第 13 号は、教育民生常任委員会に付託いたします。
		日程第 24 議案第 14 号 まんのう町町民体育館条例の一部改正についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。
	栗田町長	ただいま上程されました議案第 14 号 まんのう町町民体育館条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。 本条例案は、まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業として建築いたしておりました町民体育館が竣工となり、平成 25 年 4 月 1 日より開館・稼働に向けて、現有のまんのう町町民体育館条例に、新たな体育館の名称及び使用時間区分と使用料金等を追加し、併せて既存の体育館 5 館について、各々の施設の規模による使用時間区分と使用料金等の改正を行おうとするものです。 新たな体育館の名称につきましては、国庫補助事業名にうたわれております「地域スポーツセンター」と新たな体育館がまんのう町においてスポーツの核となるべき施設でありますことを考慮し、「スポーツセンターまんのう」といたしております。 御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
	大岡議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

日程第 25	大岡議長	これより質疑に入ります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 5 番 本屋敷崇君。
	本屋敷議員	体育館の設置目的外の利用については支障のない範囲において利用を許可するものと、わざわざ新設にしとるんですよね、多分、それを想定する事象があるから、こういう文言入っておるんだと思うんですけども、そのあたり、ちょっとどう、何だっというハテナがつく、新設ですので、その辺りまた委員会で教えてください。お願いします。
	大岡議長	他に質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第 14 号は、教育民生常任委員会に付託いたします。 日程第 25 議案第 15 号 まんのう町学校施設使用料条例の一部改正についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。
	栗田町長	ただいま上程されました議案第 15 号 まんのう町学校施設使用料条例の一部改正についてを説明申し上げます。 現在、学校体育施設につきましては、文部科学省の通達により開放事業として、小中学校の体育館・運動場等を地域住民の利用に供しているところでございます。 本改正案はその学校施設使用料につきまして、各々の規模に応じて、また、先程提案いたしました既存の町民体育館との整合性を図るため、使用時間区分と使用料金等の改正を行おうとするものでございます。 御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 5 番 本屋敷崇君。
	大岡議長	

日程第 26	本屋敷議員	今の町長の説明ですと、規模に合わせた使用料という形になってくると思うんですけども、P T A活動とかですね、地域の、これでは小学校、6つあって3つは4 0 0 円、下の2つは6 0 0 円というような形になるのが、本当に学校が地域の核として動いていく上で、正しいのかどうか。 今回規模によって、そういう区分されんだと思いますけれども、利用する住民がその辺りをどうとるのかというような部分も、ちょっと考慮して審議していただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。
	大岡議長	他に質疑はございませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第 1 5 号は、教育民生常任委員会に付託いたします。 日程第 2 6 議案第 1 6 号 まんのう町武道館条例の一部改正についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。
	栗田町長	ただいま上程されました議案第 1 6 号 まんのう町武道館条例の一部改正についての提案理由の説明を申し上げます。 現在の満濃武道館につきましては、まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業により、新たに建築いたしました体育館の 1 階に、武道場を設置いたしておりますため、平成 2 5 年度において取り壊す予定でございます。そのため条例から名称及び位置を削除し、併せて既存の仲南武道館の使用時間区分を新しい体育館以外の体育館と同様にすると共に、その使用料金につきまして、改正を行おうとするものでございます。御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
	大岡議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ただいま今議題となっております議案第 1 6 号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第 27	大岡議長	日程第 2 7 議案第 1 7 号 まんのう町総合計画後期基本計画の策定についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。
	栗田町長	ただいま上程されました議案第 1 7 号 まんのう町総合計画後期基本計画の策定について、御説明申し上げます。 まんのう町は、平成 1 8 年 3 月に、琴南町、満濃町、仲南町との 3 町合併により誕生いたしました。合併協議会による新町建設計画をもとに、平成 2 0 年 3 月にまんのう町総合計画を策定し、将来像「元気まんまん まんのう町ー改革と協働、輝きのまちー」を目指してまちづくりを進め、光ケーブル網の整備、見守り・声かけ・ほっと安心事業、あいあいタクシー運行事業、P F I 手法による満濃中学校・町立図書館等の複合施設整備など、ハード・ソフトの両面から着実な成果が得られました。 一方、この間、我が国においては、政権交代、東日本大震災、T P P の検討など国民の暮らしに大きな影響を及ぼす出来事も起こるとともに、高度情報化、経済のグローバル化など社会経済の変化が一層加速いたしております。 このような中で、前期 5 か年の基本計画の計画期間が平成 2 4 年度で満了することに伴い、新しい基本計画を策定し、各分野の政策課題に対応した施策・事業を推進することが必要であり、アンケート調査の実施、まちづくり委員会の開催等により住民ニーズを踏まえて素案を作成し、まんのう町総合計画審議会における審議を経て、後期基本計画案を作成いたしました。 まんのう町議会基本条例第 9 条第 1 号で規定する議会の議決事件として議会の議決を求めるものでございます。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。
日程第 28	大岡議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第 1 7 号は、総務常任委員会に付託いたします。
		日程第 2 8 議案第 1 8 号 まんのう町道路線の変更についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。

栗田町長	ただいま上程されました議案第18号 まんのう町道路線の変更についての提案理由を御説明申し上げます。 次のとおり町道路線の起点を変更したいので、道路法第8条第3項及び同法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。 路線名、町道旧県道線、起点、東高篠字川原764番1地先から、終点、東高篠字本村833番2地先までの延長573.8メートル、幅員4.0メートルから4.25メートルの道路の起点を丸亀市垂水町字川原67番13地先、延長601.0メートルに変更するものでございます。 この旧県道線については、県道長尾丸亀線と接続するまでの区間が丸亀市に属しておりますが、主に当町の住民が利用していることから、起点部分の認定区間を県道まで延長し、まんのう町道として管理しようとするものでございます。 なお、行政区域を超える路線の変更認定となりますので、道路法第8条第4項の規定により関係市町村議会の承諾を得ることとなっておりますことから、平成24年12月19日開会の丸亀市議会において承諾を得ております。 また、道路法第8条第3項の関係市町村長の承諾についても、平成24年12月27日付の書面にて承諾を得ております。 なお、この条例の施行は、公布の日よりとしております。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。
大岡議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 2番 田岡秀俊君。
田岡議員	ちょっと勉強不足のところもあるんですけども、丸亀市の市道からまんのう町の町道のほうに変更するということで、その変更する箇所では補修とか修繕とかがあった場合、当然ここにも書いてありますけれども、まんのう町がその費用を一般財源のほうで負担するというふうなことになると思うんですけども、それを考えれば、あんまりまんのう町にとっては、どうなんかなというふうなことも、まんのう町の住民がほとんど利用しているというふうな町長の説明ありましたけれども、その辺りをちょっとお聞かせいただけたらと思います。 この添付資料の中にも当該路線の管理をまんのう町が行うものとししますというふうなことでございます。その辺りちょっと説明していただけたらと思います。
大岡議長 高尾課長	建設土地改良課長 高尾昭弘君。 失礼します。田岡議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

日程第 29 日程第 30	高尾建設土地改良課長	この路線については、旧、丸亀市については市道として認定されるですね、これはちょうど丸亀市が今地籍調査をやっております。その時点で、ここがちょうど宙に浮いていおるという段階で、丸亀市から協議いただきまして、それに伴いまして、今回提案させていただきます。 主に利用されておるのは、先ほどの町長の提案理由のとおり、まんのう町の高篠の方が利用されておるということで提案しております。よろしくお願いします。
	大岡議長	2 番 田岡秀俊君。
	田岡議員	ちょっと個人的な考えですけど、道路の町道になる部分は、住所は丸亀市のままですよ。それあたり、もうまんのう町のほうに道路の住所も変えていただいたほうが、そういうことはできんですか。すっきりするような気がするんですけど。
	大岡議長	建設土地改良課長 高尾昭弘君。
	高尾建設土地改良課長	田岡議員さんの御質問にお答えします。
	大岡議長	今申されたことは、土地が、その道路用地がまんのう町に変えられないかということでありまして、これ市町村界を変えるとということになるので、これはできないと思います。 他に質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） これをもって、質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第 18 号は、建設経済常任委員会に付託いたします。
		日程第 29 議案第 19 号 字の区域の変更について
		日程第 30 議案第 20 号 字の区域の変更について
		以上、議案第 19 号から議案第 20 号までの 2 議案について、会議規則第 37 条により一括議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。
	栗田町長	ただいま上程されました議案第 19 号 字の区域の変更について提案理由を説明させていただきます。 字の区域の変更については、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。 本町の字の区域の一部を変更しようとする別紙変更調書をごらんください。 本調書の概要は、まんのう町炭所西字論ケ原の一部を字江畑奥に編入するものでございます。仲多度郡まんのう町炭所西字江畑奥に編入する区域といたしまして、明細図番号①の仲多度郡まんのう町炭所西字論ケ原 3456-1、3456-3、3456-

日程第 31	栗田町長	4、3 4 5 6－5 番地及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地であります。 これらは、平成 2 4 年度に地籍調査の一筆地調査を実施したものであり、合筆の調査結果により字界を変更するものでございます。 なお、この新字界の効力の発生は、国土調査法第 1 9 条第 2 項の認証の日となります。 議案第 2 0 号の字の区域の変更についての提案理由を御説明させていただきます。 字の区域の変更については、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。 本町の字の区域の一部を変更しようとする別紙変更調書をごらんください。 仲多度郡まんのう町炭所西字塩田に、字奥樋 3 4 8 2 番地を編入するものでございます。 これは、平成 2 6 年度に一筆地調査を実施する予定地区内にあり、平成 2 5 年度調査予定地区の事前調査の結果、飛び地字となっておりますので、字界を変更するものでございます。 御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。
	大岡議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより議案第 1 9 号から議案第 2 0 号までの 2 議案に対しての質疑に入ります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第 1 9 号、議案第 2 0 号の 2 議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。 ここで、議場の時計で 1 5 時 4 5 分まで休憩いたします。（休憩 午後 3 時 3 0 分） それでは、休憩を戻しまして会議を再開いたします。（再開 午後 3 時 4 5 分） 日程第 3 1 議案第 2 1 号 中讃広域行政事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
	栗田町長	町長 栗田隆義君。 議案第 2 1 号 中讃広域行政事務組合規約の一部変更について、御説明申し上げます。

日程第 32	大岡議長 栗田町長	よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 3 2 議案第 2 2 号 平成 2 4 年度まんのう町一般会計補正予算案第 5 号を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 ただいま上程されました議案第 2 2 号 平成 2 4 年度まんのう町一般会計補正予算案第 5 号について、御説明申し上げます。 1 ページをお開きください。 第 1 条の歳入歳出予算の補正については、3 ページの第 1 表をごらんください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 7、 0 1 0 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 8 億 4、 8 8 4 万 4 千円とするものでございます。 第 2 条の繰越明許費については、7 ページの第 2 表をごらんください。平成 2 5 年度へ繰越をする 2 1 事業について、繰越して 使用できる経費の上限を定めるものでございます。 第 3 条の地方債の補正は、9 ページの第 3 表をごらんください。これは、起債の目的のそれぞれの事業について、限度額の追加、 変更、廃止をするものです。 それでは、補正予算事項別明細書により歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。 1 3 ページをお開きください。 第 1 款 町税 2、 9 5 2 万円の増額は、主に町民税 1、 4 5 1 万円、町たばこ税 1、 0 9 9 万 5 千円の増額によるものでござい ます。 1 4 ページの第 2 款 地方譲与税から 1 9 ページの第 8 款 自動車取得税交付金までは、それぞれの歳入決算見込みにより補正を しております。 2 0 ページをお開きください。 第 9 款 地方特例交付金は、児童手当及び子ども手当特例交付金の制度廃止等により 9 3 1 万 6 千円を減額しております。 2 1 ページをお開きください。 第 1 0 款 地方交付税は、普通交付税の交付決定額に合わせて、2 億 7、 1 0 5 万 1 千円を増額しております。 2 2 ページをお開きください。 第 1 2 款 分担金及び負担金は、県営中讃南部地区中山間地域総合整備事業分担金が 6 4 0 万 8 千円の増額、ため池ハザードマ ップ緊急支援事業分担金が 1 4 7 万 8 千円の減額、放課後児童預かり保育利用者負担金が 2 3 0 万円の減額等、総額で 4 8 万円の 増額をしております。
---	--	--

	栗田町長	23ページをお開きください。 第13款 使用料及び手数料は、マイクロバス使用料52万円の減額等により、総額で40万円の減額をしております。 24ページをお開きください。 第14款 国庫支出金9,115万1千円の増額は、主に国の経済対策に伴う補正予算による追加であり、第2項 国庫補助金 第4目 土木費国庫補助金の内、町道改良・住宅改修に係る社会資本整備総合交付金2,450万円の増額及び第5目 教育費国庫補助金の学校施設改善交付金7,033万6千円の追加等が該当いたします。 25ページをお開きください。 第15款 県支出金2,216万5千円の減額は、主に第2項 県補助金 第2目 民生費県補助金の障害者福祉費補助金1,518万6千円の減額によるものです。また、第4目 農林水産業費県補助金のうち、農業体質強化基盤整備促進事業補助金1,600万円の増額及び林道開設改良事業費補助金1,124万5千円の増額は国の経済対策に伴う補正予算によるものです。 27ページをお開きください。 第16款 財産収入216万5千円の増額は、主に第1項 財産運用収入 第2目 利子及び配当金の基金運用利子の増額によるものです。 28ページをお開きください。 第18款 繰入金2億3,274万9千円の減額は、主に第2項 基金繰入金において、財源調整のための財政調整基金繰入金を皆減したことによるものです。 29ページをお開きください。 第19款 繰越金は前年度からの繰越決算額に合わせて1億1,038万9千円を増額しております。 30ページをお開きください。 第20款 諸収入207万3千円の増額は、主に第1項 延滞金加算金及び過料の第1目 延滞金240万円の増額によるものです。 31ページをお開きください。 第21款 町債2億2,920万の増額は、主に国の経済対策に伴う補正予算に係る追加事業の補助裏財源の増額補正です。また臨時財政対策債は、借入額決定に伴い3,100万円の減額をしております。 続きまして、歳出に関する主なものを御説明申し上げます。 32ページをお開きください。
--	------	---

	栗田町長	第1款 議会費320万7千円の減額は、主に政務活動費の皆減によるものです。 33ページをお開きください。 第2款 総務費は1,212万8千円の減額です。主なものとしては、第1項 総務管理費のうち第5目 財産管理費478万2千円の減額、第7目 自治振興費944万8千円の減額等であり、年間所要額の決算見込みによる補正です。 また、第6目 企画管理費は、指定管理施設改修工事費の追加により427万2千円を増額いたしております。 35ページをお開きください。 第3款 民生費は7,712万円の増額です。主なものとしては、第1項 社会福祉費において、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金8,075万1千円の増額、介護保険特別会計繰出金2,510万3千円の増額等です。第3目 障害者福祉費は1,912万8千円を減額しております。また、第2項 児童福祉費においては、乳幼児医療支給事業費を727万円増額、私立保育所運営費を628万6千円増額しております。 37ページをお開きください。 第4款 衛生費は1,456万7千円の減額です。主なものとしては、第1項 保健衛生費において、合併処理事業費を設置基数減少に伴い1,339万6千円減額したことによるものです。 38ページをお開きください。 第5款 労働費は勤労青少年ホーム管理費を事務費等の年間所要額見込みにより10万円を減額しております。 39ページをお開きください。 第6款 農林水産業費は403万1千円の増額です。主なものとしては、第1項 農業費において、新規就農・農地集積事業費を675万円減額、単県土地改良事業費を1,460万円減額、国の経済対策による補正予算に係るものとして県営等事業負担金を2,329万円増額しております。また、第2項 林業費において、国の経済対策等により林道開設改良事業費を492万円増額、林道点検診断・保全事業費1,050万円を新規計上しております。 42ページをお開きください。 第7款 商工費は事務費等の年間所要額見込みにより94万円を減額いたしております。 43ページをお開きください。 第8款 土木費は4,870万円の増額です。主なものとしては、社会資本整備総合交付金事業として、第2項 土木管理費で町道新生間線改良事業費2,900万円、第5項 住宅費で町営住宅改修事業費3,450万円をそれぞれ新規計上しております。これらは国の経済対策に伴う補正予算に係る追加事業でございます。
--	------	---

日程第 33	本屋敷議員	あれば、25年度にするはずだった事業を前倒して補正でもってくるという話だったと思うんで、25年度に、本来3億5,600万あった事業の穴をですね、新規事業として入れとるはずなんですよ。その考え方であればなんですけど。これを上に上げてきた、補正予算に上げてきたことによって、新しく25年度にこっちに入りましたよっていう事業も、資料としていただきたいというのが1点と、すみません、明許繰越なんですけど、これは12月の工事発注とかであれば、当然工期とかであって、できない部分があると思うんですけど、それ12月の時点で明許繰越とかはできんもんかなというのが1点なんで、それはまた、委員会の方で聞かしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
	大岡議長	くれるん。資料くれるかだけ。
	齋部総務課長	総務課長 齋部正典君。 本屋敷議員さんの御質問にお答えいたします。 25年度の当初予算の中で上げてる事業について、これを今回の3億5,000、本来上げるべきが、今回この3月の補正に上がってると、じゃあその分、相当は何かという話なんですけど、それぞれ計画的に事業を進めておりますので、調べさせていただいて、また御報告をさせていただきます。
	大岡議長	他に質疑はありませんか。 (「なし」の声あり) これをもって、質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第22号は、総務常任委員会に付託いたします。 日程第33 議案第23号 平成24年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第3号を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
	栗田町長	町長 栗田隆義君。 ただいま上程されました議案第23号 平成24年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第3号につきまして、御説明申し上げます。 55ページをお開きください。 第1条第1項で、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,044万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億6,980万円とするものでございます。 また、第1条第2項で、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ170万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,170万円とするものです。

	栗田町長	事業勘定の事項別明細書 61 ページをお開きください。 歳入の主なものとしては、第 3 款 国庫支出金で療養給付費等負担金を変更交付申請額に合わせて 9, 341 万 2 千円減額、財政調整交付金を医療費等の決算見込みにより 2, 768 万 9 千円減額、第 6 項 県支出金においても、県財政調整交付金を医療費等の決算見込みにより 1, 731 万 1 千円減額しております。第 8 款 共同事業交付金では、交付額の確定に伴い高額医療費共同事業交付金を 2, 700 万 8 千円増額、保険財政共同安定化事業交付金を 2, 997 万 7 千円減額しております。第 10 款 繰入金では、一般会計繰入金を 8, 075 万 1 千円増額しております。これは主に財政調整分にかかるものです。第 11 款 繰越金は、前年度からの繰越金で 3, 354 万円を増額しております。第 12 款 諸収入では、雑入を 826 万 3 千円増額しております。これは主に前年度療養給付費交付金の追加交付分にかかるものです。 62 ページをお開きください。 これに対する歳出の主なものとしいたしまして、第 2 款 保険給付費で医療費年間所要額の決算見込みにより、第 1 項 療養諸費を 1, 760 万円減額、第 2 項 高額療養費を 140 万円減額しております。また、第 7 款 共同事業拠出金は、拠出額の確定により 1, 513 万 7 千円を減額しております。第 8 款 保健事業費は事務費等の年間所要額の決算見込みにより 240 万円減額、第 11 款 諸支出金は過年度分国保調整交付金の返還金の追加により、第 1 項 償還金及び還付加算金を 1, 582 万 7 千円増額しております。
	大岡議長	直営診療施設勘定の事項別明細書 69 ページをお開きください。
	栗田町長	歳入では、第 1 款 診療収入を年間収入額の決算見込みにより 170 万円減額しております。また、歳出では、事務費等経費の年間所要額の決算見込みにより、第 1 款 総務費を 103 千円減額、医業費を 67 万円減額しております。 103 万円です。
	大岡議長	失礼しました。総務費を 103 万円減額、医業費を 67 万円減額しております。 以上、議案第 23 号 平成 24 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第 3 号につきまして、御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に定めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 5 番 本屋敷崇君。

日程第 34	本屋敷議員	国保会計のほうは財政調整基金、財政調整部分で積み立てが入るんで、ちょっと3月議会わかりにくいんですけども、これもしですね、5月までの間に、財政調整部分が特別な事情がなかった場合と考えた場合にですね、決算ではどれぐらいこの他会計繰入金に戻すことができるとお考えかだけ、教えてください。
	大岡議長 竹林福祉 保険課長	福祉保険課長 竹林昌秀君。 社会保障会計の特性としましてですね、通常は予算を組むとその範囲内でしか使えません。しかし、社会保障会計は、住民が使えば請求が回ってくるわけで、予算の組み方としては幾分の余裕を見て組まないと決算ができないということになります。これ見ていただいたら不思議な補正になってると思います。と申しますのは、国・県共同事業交付金とかが医療費が下がったために、公布される金額がどんと下がってしまったと。決算する余裕をみておかないと、危なくてしょうがないと。総務課とも相談したんですけども、他会計繰入金のところを組ませていただいて、余裕をみさしていただくと。概ね1か月分をですね、みるのが我々の世界の慣例になっております。こここのところ、半分くらい残ってくれればと思っておりますけれども、24億円会計ですから、1億8,000万、程度の余裕はみておくべきなのかなと、そういう見込みでございます。以上でございます。
	大岡議長 本屋敷議員	5番 本屋敷崇君。 ちょっと僕の認識があれだったんかも知れないんですけども、当然医療費が下がってる中で、国庫支出金、県支出金、給付事業支出金はそれに伴って下がってきとるわけですから、一般会計の繰入金もですね、下がるのが方向性としては当然であってですね、決算時期には、今8,000万が1億ぐらい返ってくるのかなと思ってたんですけど、4,000万ぐらいというお話なんですけど、そこはですね、教民のほうで詳しくお話していただいて、報告いただければなと思いますので、よろしくお願いします。
	大岡議長	他に質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第23号は、教育民生常任委員会に付託いたします。 日程第34 議案第24号 平成24年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算案第1号を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。
	栗田町長	ただいま上程されました議案第24号 平成24年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算案第1号につきまして、御説明申し上げます。

日程第 35	栗田町長	71 ページをお開きください。 第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ92万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,998万円とするものです。 事項別明細書77ページをお開きください。 歳入では、第4款 繰入金 第1項 一般会計繰入金を92万円減額、歳出では、第2款 高齢者医療広域連合納付金を92万円減額しております。これは広域連合への事務費負担金額の決定に伴う補正でございます。 以上、議案第24号 平成24年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算案第1号について御説明申し上げました。 御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
	大岡議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第24号は、教育民生常任委員会に付託いたします。 日程第35 議案第25号 平成24年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案第2号を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
	栗田町長	町長 栗田隆義君。 ただいま上程されました議案第25号 平成24年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案第2号につきまして、御説明申し上げます。 79 ページをお開きください。 第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,744万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,210万6千円とするものです。 事項別明細書85ページをお開きください。 歳入の主なものといたしましては、保険給付費等の歳出決算見込みにより第4款 国庫支出金を1,996万5千円増額、第5

日程第 37	栗田町長	98 ページをお開きください。 これに対する歳出といたしまして、経費の年間所要額の決算見込みにより第1款 総務費を477万3千円減額、第2款 医業費を2,821万円減額しております。また、第3款 施設整備費において、医師住宅の修繕工事経費を314万円減額しております。
	大岡議長	御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第26号は、教育民生常任委員会に付託いたします。 日程第37 議案第27号 平成24年度まんのう町下水道特別会計補正予算案第2号を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
	栗田町長	町長 栗田隆義君。 ただいま上程されました議案第27号 平成24年度まんのう町下水道特別会計補正予算案第2号につきまして、御説明申し上げます。
	大岡議長	99 ページをお開きください。 第1条では、平成24年度から平成25年度へ繰越を行う事業について、執行できる経費の上限を定めるものでございます。 以上、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり）

日程第 39	栗田町長 大岡議長 栗田町長	料で 7 0 万円と工事請負費で 4 5 0 万円の減額です。次に、第 2 目 配水給水設備工事費で 1, 7 1 0 万円の減額とします。その内訳として老朽管更新工事設計委託料で 2 1 0 万円と老朽管更新の工事請負費で 1, 5 0 0 万円の減額補正であります。 よろしく御審議、御議決賜りますようお願いいたします。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第 2 8 号は、建設経済常任委員会に付託いたします。 お諮りいたします。 本日の会議は 2 4 時まで、時間延長いたしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本日の会議は 2 4 時まで延長することに決しました。 日程第 3 9 議案第 2 9 号 平成 2 5 年度まんのう町一般会計予算案を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 ただいま上程されました議案第 2 9 号 平成 2 5 年度まんのう町一般会計予算案について御説明申し上げます。 予算に関する説明書の 1 ページをお開きください。 第 1 条 歳入歳出予算総額は 9 9 億 3, 3 0 0 万円で対前年度 8 億 8, 5 0 0 万円の増、対前年度比 9. 8 % 増としております。 第 2 条の地方債は目的、限度額、起債の方法、利息及び償還の方法を定めております。 第 3 条の一時借入金は最高額を 1 0 億円と定めるものでございます。 第 4 条は、歳出予算の職員人件費の流用は各項の間の流用ができる旨を定めております。
---------------	-------------------------------------	--

齋部総務課 長	で国民健康保険事業勘定特別会計繰出金が大きく減額となっております。 一方、増額の要因としては、主に保育所・幼稚園等の臨時職員数の増加に伴う賃金の増額、P F I 事業に係る満濃中学校等管理運営業務委託料の増額、公有財産購入費では、P F I 事業サービス購入費の新規計上による大幅な増額、負担金、補助及び交付金では仲多度南部消防組合への消防救急無線デジタル化整備事業負担金の新規計上による増額が挙げられております。 3 ページにお戻りをいただきたいと思います。 一般会計歳入歳出予算の歳入につきまして、第2表 平成25年度一般会計歳入の内訳で、款ごとの金額を前年度と比較しております。主なものを御説明いたします 4 ページを開いてください。。 第1款 町税は18億3,386万円を計上いたしております。先ほど、町長が申しましたように、東日本大震災に係る地方税法の改正等や、さらに景気が下げ止まり傾向にあることから、対前年度比1.5%の微増を想定しております。 第2款 地方譲与税も国の動向等から対前年度比15.8%の減としております。 第3款 利子割交付金は県の収入見込み等により対前年度比8.0%の減。 第4款 配当割交付金は対前年度比19.8%の増。 第5款 株式等譲渡所得割交付金は対前年度比17.4%の減としております。 第6款 地方消費税交付金は対前年度比3.0%の増。 第7款 ゴルフ場利用税交付金は対前年度比5.4%の減。 第8款 自動車取得税交付金は対前年度比12.3%の減となり、これらは、個人の消費動向や景気の状態を総合的に判断をして計上させていただいております。 第9款 地方特例交付金は、児童手当及び子ども手当特例交付金が平成24年度で廃止されたため、対前年度比で41.2%の減となっております。 第10款 地方交付税は、対前年度6,700万円減、対前年度比1.7%の減となっております。このうちの普通交付税においては、平成24年度から東日本大震災分と通常分に区分され、通常分については地方の安定的な財政運営のために平成24年度と同水準となるよう確保するとされておりますが、平成25年度地方財政計画における出口ベースでの地方交付税総額が減少していることから、対前年度比2.1%減の35億2,900万円を計上いたしております。また、特別交付税については、過去の交付実績等を勘案して対前年度比2.3%増の3億500万円でございます。 第14款 国庫支出金では、合併推進体制整備費補助金が大幅に減少しましたが、障害者自立支援事業に係る国庫負担金の増額
----------------	--

	齋部総務課 長	や先ほど町長が申しましたように、町道改良事業に係る社会資本整備総合交付金の増額や学校施設整備に係る学校施設環境改善交付金が追加されたため、対前年度4,047万9千円の増額、これは対前年度比8.2%の増となっております。 第15款 県支出金では、重心医療等の障害者福祉に係る補助金の減額、子宮頸がんワクチン接種事業等補助金の皆減、農山村活性化プロジェクト補助金の皆減等により、全体としては対前年度2,801万円の減額、対前年度比4.3%減となっております。 第18款 繰入金では、収支不足による財源対策のため財政調整基金繰入金として、対前年度2億9,500万円増の5億5,700万円を計上し、指定管理施設の大規模改修に係る財源として琴南地区及び仲南地区特定施設に関する基金を増額したことから、全体としては、対前年度3億1,719万5千円の増、これは対前年度比106.3%の増となっております。 第21款 町債は、対前年度6億1,680万円の増、これは対前年度比では89.2%増の13億840万円を計上いたしております。増額の主な要因としては、指定管理施設大規模改修事業、町道道德寺橋大空線の改良事業、消防救急無線デジタル化整備事業に係る過疎対策事業債の追加、満濃中学校改築等PFI事業に係る合併特例債の追加等でございます。 交付税の代替財源として発行される臨時財政対策債は、国の地方財政措置の動向等から算定をいたしまして、対前年度2,540万円減の4億3,860万円としており、町債に占める割合は約34%でございます。 今後も、町債につきましては、できるだけ発行額を抑制すると共に、町にとって負担が少なく有利な合併特例債、また過疎・辺地債等の活用を行ってまいりたいと思っております。なお、町債の平成25年度末現在高見込額は126億7,860万2千円で平成24年度末現在高見込額より4億2,491万4千円の増額となっております。 9ページをお開きいただきたいと思います。 一般会計歳入歳出予算の歳出につきましては、10ページでございます。第3表の平成25年度一般会計歳出の内訳で、款ごとの金額を前年度と比較して示しております。また、各款ごと、また予算の主な内容は15ページから記述しておりますので、お目通しをいただきたいと思います。 その中の主なものを御説明を申し上げます。 第1款の議会費は、対前年度329万1千円の減額、対前年度比2.3%減となっております。これは主に議員共済費負担金の減少によるものでございます。 第2款 総務費は、対前年度3,474万3千円の増額、これは対前年度比2.7%増となっております。主な要因は、総務管理費において、指定管理施設の改修工事費を新規計上したことから対前年度1,413万4千円の増額、選挙費において、参議院議員通常選挙費並びに町長・町議選挙の準備がでございます。これらによりまして対前年度1,236万1千円の増額となったところでございます。
--	---------	---

	齋部総務課長	第3款の民生費は、対前年度833万8千円の増額、対前年度比では0.3%増となっております。主な要因は、児童福祉費において、保育所臨時職員の増、私立保育所運営費の増額等から対前年度2,199万5千円の増額によるものですが、社会福祉費においては、国民健康保険事業勘定特別会計の繰出金の減少等から対前年度1,365万7千円の減額となっております。 第4款の衛生費は、対前年度2,735万1千円の減額、対前年度比4.1%減としております。主な要因は、清掃費において、塵芥処理に係る中讃広域行政事務組合負担金の減少等により、対前年度2,699万9千円の減額となったところでございます。 第5款 労働費は、対前年度79万6千円の減額、これは対前年度比22.3%減でございます。これは、勤労青少年ホームの管理費の減少でございます。 第6款 農業水産業費は、対前年度3,641万3千円の減額、対前年度比では4.7%減となっております。主な要因といたしまして、第1項 農業費において、農道水路等満中改築関連周辺整備費の皆減、農山漁村活性化プロジェクト交付金事業費の、これも皆減等により、対前年度4,472万4千円の減額となったところでございます。また、林業費は、林道開設改良事業費の増額等により対前年度831万1千円の増額となっております。 第7款 商工費でございますが、対前年度850万2千円の減額でございます。対前年度比3.8%減としております。これは、商品券発行事業における商品券換金料の減少によるものです。 第8款 土木費は、対前年度1億484万7千円の増額、対前年度比では20.4%の増でございます。主な要因は、第2項 土木管理費において、社会資本整備総合交付金事業である町道道德寺橋大空線改良事業費の増額等により、対前年度1億3,229万1千円の増額になったことによるものでございます。河川費は、急傾斜地崩壊防止対策費の皆減により、対前年度2,137万3千円の減額となっております。 第9款の消防費は、対前年度比1億8,853万円の増額、対前年度比では40.3%増となっております。これは、先ほども申し上げましたが、仲多度南部消防組合への消防救急無線デジタル化整備事業費負担金として2億508万円を新規計上したことによるものでございます。 第10款の教育費は、対前年度比6億1,332万4千円の増額、対前年度比これも48.0%の増としております。この主な要因は、中学校費において、満濃中学校等整備・運営事業費の大幅な増加により、対前年度6億2,928万3千円の増額、また、幼稚園費において、臨時嘱託賃金の増加、仲南幼稚園統合整備事業に係る基本計画作成等委託料の新規計上等によりまして、対前年度4,952万9千円の増額となったことによるものでございます。社会教育費は、四条公民館増改築事業の完了等によりまして、対前年度3,738万1千円の減額となっております。 第11款 災害復旧費は、対前年度1,235万8千円の減額、対前年度99.9%の減でございます。これは、23年度に発
--	--------	---

	齋部総務課長	生した台風災害の農地農業用施設災害復旧費が完了により皆減となったためでございます。 第１２款 公債費は、対前年度３，６０１万円の増額、対前年度比３．６％増としております。これは、主に合併特例債の償還額が増加したことによるものです。 第１３款 諸支出金は、対前年度１，２０８万１千円の減額、対前年度比では１９．１％減としております。主な要因は、基金費において、安心安全ネットワーク基金費の皆減と琴南地区特定施設に関する基金費の積立額の減少により、対前年度１，１９９万１千円の減額となったためです。 なお、各基金の現在高状況は３２ページ、第５表 基金の状況をごらんいただきたいと思います。主たる基金である財政調整基金は、平成２５年度末現在高見込みが３６億５，３００万円で、平成２４年度末現在高見込みと比較して、５億３，８００万円の減少となります。 第１４款 予備費は５００万円で、前年度と同額を計上いたしております。 以上 歳出予算の款別内訳について説明を終わります。 １１ページからは、一般会計歳出予算の性質別内訳について説明しております。 まず、１２ページでございます。 義務的経費は、３９億７７７万７千円で対前年度１，１９３万１千円の減額、これは対前年度比では０．３％減となっております。全体に占める構成比率は３９．４％で、前年度より３．９ポイント減少しております。人件費は、職員数の減少によりまして対前年度比３．３％の減、扶助費では、障害者自立支援給付費及び重心医療費支給費の増額等により対前年度比１．３％の増となっております。公債費は、合併特例債の償還額が増加したことにより対前年度比３．６％増となり、今後も１０億円前後で推移すると予想されております。 投資的経費は、１２億６，６１５万３千円で対前年度３億５４１万９千円の増額、これは対前年度比では３１．８％の増で、構成比率は１２．７％と前年度より２ポイント上昇しております。これは災害復旧事業、農山漁村活性化プロジェクト交付金事業が皆減となったためと、社会資本整備総合交付金事業である町道道德寺橋大空線改良事業費の増額、満濃中学校関連整備事業費の増額が大きく影響しているところでございます。 その他の経費は、４７億５，９０７万円で対前年度５億９，１５１万２千円の増額、対前年度比１４．２％の増、構成比率も４７．９％と前年度より１．９ポイント上昇しております。主な要因といたしましては、物件費で満濃中学校等管理運営業務委託料の増、補助費等で仲多度南部消防組合への、先ほども申しました消防救急無線デジタル化整備事業費負担金の新規計上等があげられるものでございます。
--	--------	--

齋部総務課長	あと14ページには、平成25年度の重点施策について示しております。 予算に関する説明書の103ページからですね、債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書も添付しておりますので、お目通しのほど、よろしくお願いを申し上げます。 以上、概要的ですね、簡単でございますが、25年度の一般会計予算の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。
大岡議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。 質疑はありませんか。
本屋敷議員	5番 本屋敷崇君。 資料要求と、大まかな部分の資料要求になりますけども、全体的に言えばですね、事業費が上がったものを、ないお金を、町債と基金の繰入で賄っているという部分だと思いますけれども、増えたところはよくわかるんですけども、24年度に比べて、ここを頑張って見直しましたというような事業の一覧をくれればなと思いますので、よろしくお願いします。一般質問のほうでも補助金の見直し等々にはしていきますと、25年度からはしますというお話はありましたので、その資料をいただきたいなと思います。 あと大きいところで、消防関係のこのデジタルの詳しい資料とかですね。あと中学校のPFI事業を、PFI事業サービス購入費で3億2,900万、図書館と学校ですよね、出とるのに、満濃中学校管理運営業務委託料で4億8,300万、ちょっと意味がわからんのですよね。こういうのちょっとわかるように、資料として出してくれんですかね。そのあたり、お願いいたします。
大岡議長 齋部総務課長 大岡議長	総務課長 齋部正典君。 本屋敷議員さんの御質問にお答えいたします。 25年度の当初予算に係る資料ですね。これをですね、今お聞きいたしましたので、準備をさせていただきたいと思います。 他に質疑はございませんか。
谷森議員	15番 谷森哲雄君。 25年度の予算、総務委員会で審議されるわけですが、1点だけ、私非常に疑念を抱いている点を、質問提起させていただいたらと思います。 町長の施政方針の中で、これまで以上に行政評価や人事評価を活用し、前例踏襲型の行政から脱却をして、組織の活性化を図ると、ということと、それから同じような内容ですが、変えない行政運営から変える行政運営と、このように施政方針で述べてお

日程第 40	谷森議員 大岡議長 谷森議員	るわけでありましたが、いわゆる人事評価システムでございますが、 谷森議員さん、施政方針に対する質疑に・・・ いや、とは違う。では、ないんです。いわゆる町長がこういうふうに述べたけど、実際予算の中でということで、いわゆる、そういうふうに町長が申されたんですが、いわゆる人事評価システム開発委託料、これは24年度に189万、25年度に185万、毎年これだけ人事開発評価をする必要があるのかなと、非常にこれは疑念を持つわけです。 そしてまた、このことによってですね、職員が生き生きして、意欲的な業務遂行の感になるのであれば、可とするんですが、この点非常に疑問に思っておりますので、総務委員会で十分これはただしていただきたらと思いますので、質問提起いたしておきます。以上です。
	大岡議長	他に質疑はございませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第29号は、総務常任委員会に付託いたします。 ここで議場の時計で、17時15分まで休憩といたします。 (休憩 午後4時56分)
		それでは、休憩を戻しまして会議を再開いたします (再開 午後5時15分) 日程第40 議案第30号 平成25年度まんのう町国民健康保険特別会計予算案を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
	栗田町長	町長 栗田隆義君。 ただいま上程されました議案第30号 平成25年度まんのう町国民健康保険特別会計（事業勘定・直診勘定）予算案につきまして、御説明申し上げます。 105ページをお開きください。 第1条 第1項では、事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ24億1,320万円と定めるものであります。 第2項では、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,310万円と定めるものであります。 第3項は、事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるものであります。

	栗田町長 大岡議長 栗田町長 大岡議長 栗田町長	第2条では、予算の流用について記載いたしております。 107ページをお開きください。 事業勘定といたしまして、歳入では第1款 国民健康保険税4億3,876万4千円、第2款 使用料及び手数料10万1千円、第3款 国庫支出金4億8,643万5千円、第4款 療養給付費交付金2億3,402万6千円、第5款 前期高齢者交付金6億3,372万2千円、第6款 県支出金9,287万9千円、第8款 共同事業交付金2億8,000万円、第9款 財産収入11万円、第10款 繰入金2億4,573万8千円、第11款 繰越金1千万円、第12款 諸収入142万4千円、 町長さん、1千円です。1千万言われた。1千円です。 すみません。繰越金。 1千万円言われたんで、1千円です。 すみません。第11款 繰越金1千円、第12款 諸収入142万4千円、以上、歳入合計で24億1,320万円を見込んでおり、合計では対前年度比7,830万円の減額となっております。 108ページをお開きください。 歳出では、第1款 総務費787万9千円、第2款 保険給付費16億7,673万8千円、第3款 後期高齢者支援金等2億4,987万5千円、第4款 前期高齢者納付金等41万2千円、第5款 老人保健拠出金2万1千円、第6款 介護納付金1億3,403万3千円、第7款 共同事業拠出金3億928万7千円、第8款 保健事業費2,350万4千円、第9款 基金積立金11万1千円、第11款 諸支出金1,084万円、第12款 予備費として50万円を計上いたしております。 続きまして、119ページをお開きください。 平成25年度 まんのう町国民健康保健特別会計直営診療施設勘定予算について御説明申し上げます。 直診勘定の歳入では、第1款 診療収入1,287万6千円、第5款 財産収入3万6千円、第6款 繰入金1,968万4千円、第8款 諸収入50万4千円を見込んでおり、合計では3,310万円で対前年度比30万円の減額となっております。 歳出につきましては、第1款 総務費で2,851万1千円を計上いたしており、前年に比べまして、29万7千円の減額となっております。第2款 医業費425万2千円、第4款 基金積立金3万7千円、第5款 予備費は30万円を計上いたしております。 126ページからは、給与費明細書を記載いたしておりますのでお目通しをお願いいたします。 御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 (大西樹議員退席 午後5時15分)
	大岡議長	

日程第 41	大岡議長	これより質疑に入ります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。 質疑はありませんか。
	5 番 本屋敷崇。	
	本屋敷議員	まあ資料なんですけど、予算書ベースで福祉保険課のほうはベース的に資料出してくれとんですけど、これは前年度の予算ベースと今年度の予算ベースで、これ出してくれんかなと思うんですけども、お願いできますか。これまあ、言うときですけど、国保だけでなく、介護も全部、そのこのベースで、24年度の予算ベースと25年度の予算ベースではじいとるわけでしょ。
	大岡議長	福祉保険課長 竹林昌秀君。
	竹林課長	この予算書にですね、今年度、全年度、比較載ってますよね。これでは、具合が悪いでしょうか。
	本屋敷議員	療養費のほう。療養費の中身。
	竹林課長	中身ですか。どんな病気がという。
	本屋敷議員	どんな病気がでなくて、予算を療養費の積み立てとして、24年度予算では、大体これぐらいの金額になるだろうっていうのはじき出してきとるわけでしょ。25年度予算は大体これぐらいだろうと、入院、入院外、歯科、薬剤、調剤、全部合わせたものがそこにきとるわけなんでしょ。
	竹林課長	入院費、通院費、調剤費、それぐらいの区分でよろしいですか。
	本屋敷議員	いける、いけない。
	竹林課長	それは出せます。はい。以上でございます。
	大岡議長	他に質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第30号は、教育民生常任委員会に付託いたします。 日程第41 議案第31号 平成25年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。
	栗田町長	ただいま上程されました議案第31号 平成25年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算案につきまして、御説明申し上げ

日程第 43	大岡議長	ただいま議題となっております議案第 3 2 号は、教育民生常任委員会に付託いたします。 日程第 4 3 議案第 3 3 号 平成 2 5 年度まんのう町診療所特別会計予算案を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 (大西樹議員着席 午後 5 時 2 9 分) 町長 栗田隆義君。
	栗田町長	ただいま上程されました議案第 3 3 号 平成 2 5 年度まんのう町診療所特別会計予算案について、御説明申し上げます。 1 5 7 ページをお開きください。 第 1 条では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7, 6 0 0 万円と定めるものであります。第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第 1 表 歳入歳出予算によるというものであります。 1 5 9 ページをお開きください。 第 1 款 診療収入は 6, 1 2 8 万円で、前年と比べて 4, 5 2 2 万円の減でございます。これは、2 4 年度実績から見込んでおります。第 2 款 使用料及び手数料 6 2 万円、第 5 款 財産収入 6 万 7 千円、第 6 款 繰入金 2 千円、第 7 款 繰越金 1, 3 8 9 万円、第 8 款 諸収入は 1 4 万 1 千円を見込んでおり、合計では対前年度比 4, 3 9 0 万円の減額となっております。 歳出につきましては、第 1 款 総務費で 5, 3 4 9 万 7 千円は、前年に比べまして 8 1 4 万 9 千円の減となっております。第 2 款 医業費 2, 2 0 3 万 5 千円は、前年に比べて 3, 1 0 0 万 5 千円の減、第 3 款 施設整備費は 2 0 万円で、前年度比 4 7 4 万円の減となっております。これは施設の修繕工事に関連しての減です。第 5 款 基金積立金 6 万 8 千円、第 6 款 予備費は 2 0 万円を計上いたしております。 1 6 6 ページには、給与費明細書を記載いたしておりますのでお目通しをお願いいたします。 御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。
	大岡議長	これをもって、提案理由及び内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 7 番 白川年男君。
	白川年男 議 員	直診勘定とこの診療所特別会計繰入金はこちらやは、なんぼだったかいの、ほとんど入ってないんで、あとあの教育民生のほうで、十分この辺内容を十分審議してほしいと思うんで、よろしくお願いします。 (まかしとけ。)

日程第 44 大岡議長 栗田町長	他に質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第 3 3 号は、教育民生常任委員会に付託いたします。 日程第 4 4 議案第 3 4 号 平成 2 5 年度まんのう町簡易水道特別会計予算案を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 ただいま上程されました議案第 3 4 号 平成 2 5 年度まんのう町簡易水道特別会計予算案について、御説明を申し上げます。 1 6 9 ページをお開きください。 第 1 条では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 2 億 4, 4 5 0 万円と定めるものであります。第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第 1 表 歳入歳出予算によるというものであります。 第 2 条では、一時借入金の借入限度額を 3, 0 0 0 万円と定めるものであります。 1 7 1 ページをお開きください。 歳入といたしまして、第 1 款 分担金及び負担金で 6 3 万 1 千円、第 2 款 使用料及び手数料で 1 億 6, 1 8 4 万 5 千円、第 6 款 繰入金は一般会計からの繰入で 7, 8 0 9 万 1 千円を計上いたしており、前年より 6 3 9 万 3 千円の増となっております。第 7 款 繰越金は 3 7 3 万 2 千円で前年より 5 2 0 万 8 千円の減となっております。合計では対前年度比 1 9 0 万円の増でございます。 歳出では、第 1 款 総務費 4, 4 2 4 万 6 千円で、対前年対比で 9 8 万 2 千円の減でございます。第 2 款 施設費は 6, 3 2 4 万 4 千円でございます。第 3 款 公債費は 1 億 3, 6 0 1 万円で、長期債元利償還金でございます。第 5 款 予備費は 1 0 0 万円でございます。 1 7 8 ページは当該特別会計における人件費の給与明細書でございますので、お目通しをお願いいたします。 1 8 0 ページをお開きください。 地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。前年度に比べて地方債合計額は 9, 5 7 9 万 9 千円減少の見込みでございます。 以上、平成 2 5 年度まんのう町簡易水道特別会計予算案の概要説明とさせていただきます。
--	---

日程第 46	栗田町長	192 ページは当該特別会計における人件費の給与明細書でございますので、お目通しをお願いいたします。 194 ページをお開きください。 地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。前年度に比べて地方債合計額は6,380万円ほど減少の見込みでございます。 以上、25年度まんのう町下水道事業特別会計予算案の概要説明とさせていただきます。 御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。
	大岡議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。 質疑はありませんか。
	本屋敷議員	5番 本屋敷崇君。 何点か建経さんのほうにお願いします。中讃流域系水道の金倉川処理区の負担金が200万増える理由とですね、下水道の方は施設整備のほうがもう既に終わっているんですけども、この施設整備のほうが上がってくる理由を教えてくださいなと思いますので、よろしくお願いします。
	大岡議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 他に質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第35号は、建設経済常任委員会に付託いたします。 日程第46 議案第36号 平成25年度まんのう町農業集落排水特別会計予算案を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
	栗田町長	町長 栗田隆義君。 ただいま上程されました議案第36号 平成25年度まんのう町農業集落排水特別会計予算案につきまして、御説明申し上げます。 195 ページをお開きください。

日程第 47	栗田町長	第 1 条では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 9 1 0 万円と定めるものであります。第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第 1 表 歳入歳出予算によるというものであります。 第 2 条では、一時借入金の借入限度額を 3 0 0 万円と定めるものであります。 1 9 7 ページをお開きください。 歳入といたしまして、第 2 款 使用料及び手数料は 5 2 8 万 1 千円で昨年度と同額を計上いたしております。第 4 款 繰入金是一般会計からの繰入で 2, 3 8 1 万 7 千円を計上いたしております。合計では 2, 9 1 0 万円で前年度と同額でございます。 歳出では、第 1 款 施設費 1, 0 1 0 万 3 千円で前年度比 5 千円の減でございます。第 2 款 公債費は 1, 8 8 9 万 7 千円で、長期債元利償還金でございます。第 3 款 予備費は 1 0 万円で昨年度と同額を計上いたしております。 2 0 3 ページをお開きください。 地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。前年度に比べて地方債合計額は 1, 3 6 4 万 6 千円ほど減少の見込みでございます。 以上、平成 2 5 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算案の概要説明とさせていただきます。 御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
	大岡議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第 3 6 号は、建設経済常任委員会に付託いたします。
		日程第 4 7 議案第 3 7 号 平成 2 5 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算案を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。
	栗田町長	ただいま上程されました議案第 3 7 号 平成 2 5 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算案について、御説明を申し上げます。

	栗田町長	205ページをお開きください。 第1条では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,020万円と定めるものであります。第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第1表 歳入歳出予算によるというものであります。 第2条では、一時借入金の借入限度額を700万円と定めるものであります。 207ページをお開きください。 歳入といたしまして、第2款 使用料及び手数料は2,510万円で昨年度並みです。第5款 繰入金は一般会計からの繰入で4,509万9千円を計上しており、前年より421万円の増となっております。合計では対前年度比430万円の増でございます。 歳出では、第1款 総務費は992万円で対前年度比68万円の増でございます。第2款 施設費は4,028万1千円で前年より335万1千円の増でございます。第3款 公債費の1,949万9千円は、長期債元利償還金でございます。 213ページは当該特別会計における人件費の給与明細書でございますので、お目通しを願います。 215ページをお開きください。 地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。前年度に比べて地方債合計額は1,381万4千円ほどですが減少の見込みでございます。
	大岡議長	御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。 質疑はありませんか。
	本屋敷議員	5番 本屋敷崇君。 浄化槽整備のほうも、これ終わっとなすですね。委員長報告でもあったように10年を超えるものは希望者、15年を超えるものは強制的に退会という形になるんですけれどもですね、それであるならば、この予算書、手数料が下がってなかったらいかんですし、あと施設管理費も去年より400万ぐらい高いんですよ。その辺りがちょっと整合性がとれないではないかなと思うんですけれども、それはまた、委員会できいてもらおうか。手数料が減らないっていうのはおかしいんですよ。不備でないかなと思うんです。差換えしたほうがええんでないかなと思うけど、どうなんやろうね。まあ委員会で。
	大岡議長	他に質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)

日程第 48	大岡議長 栗田町長	質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第 37 号は、教育民生常任委員会に付託いたします。 日程第 48 議案第 38 号 平成 25 年度まんのう町水道事業会計予算案を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 ただいま上程されました議案第 38 号 平成 25 年度まんのう町水道事業会計予算案について、御説明申し上げます。 1 ページをお開きください 第 2 条では業務の予定量についてでございます。。 第 3 条では収益的収入及び支出についてでございます。 9 ページをお開きください。 収益的収入では、水道事業収益といたしましては、2 億 5, 839 万 6 千円を計上し、対前年比は 1 % 増であります。その内、給水収益の水道使用料では、2 億 4, 708 万 3 千円を計上しているところです。 10 ページをお開きください。 次に、収益的支出でございますが、2 億 782 万 2 千円を計上し、前年度対比 9 % の増であります。その内訳として、原水及び浄水費で、9, 943 万円を計上いたしております。配水及び給水費につきましては、2, 040 万円を受託工事費として 250 万円を消火栓受託工事費として、また総係費におきましては 4, 118 万円を計上しております。主な内容といたしましては、職員 3 名分の人件費及び高屋原、四条浄水場における維持管理に伴う経費であります。 第 4 条では資本的収入及び支出についてでございます。 12 ページをお開きください。 資本的収入で 1, 149 万 9 千円を計上しております。前年度対比 62 % 減であります。その内訳といたしまして、他会計補助金で 1, 149 万 7 千円を計上いたしております。 次に、資本的支出でございますが、1 億 3, 610 万円を計上し、前年度対比 8 % の減であります。主な内容は、浄水設備改良費の浄水改良工事費 2, 990 万円で、濾過池シーケンサ更新工事を施工する予定です。 また、配水給水設備工事費といたしまして、3, 850 万円を計上し、その内訳として、老朽管の更新、また、国道県道等改良工事に伴う水道管の布設工事などを計上いたしております。
---------------	-------------------------	--

	栗田町長 大岡議長 栗田町長 大岡議長 散 会	企業債の償還金で、6, 650万円を計上いたしております。 また、不足額1億2, 460万1千円につきましては、損益勘定留保資金等を充当することにいたしております。 2ページをお開きください 第5条 一時借入金の限度額を1億円と定めるものです。 第6条 予算の流用禁止項目を掲げてございます。 第7条 一般会計からの補助金の額を定めてございます。 第8条 棚卸資産の購入限度額を8, 500万円といたしております。 よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。 町長、8, 500万でなくて、850万。 すみません。失礼しました。第8条 棚卸資産の購入限度額を850万円といたしております。 よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第38号は、建設経済常任委員会に付託いたします。 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 なお、次回の会議の再開は3月4日、午前9時30分といたします。 本議場に御参集を願います。 本日はこれで散会いたします。 散 会 散 会 午後5時54分
--	--	--

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 5 年 3 月 1 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

--	--	--